

# 「公益法人会計基準」の運用指針

平成20年4月

(平成21年10月改正)

内閣府公益認定等委員会

## 「公益法人会計基準」の運用指針

### 目次

1. 設定及び改正の経緯等について .....	1
2. 公益法人会計基準における公益法人について .....	2
3. キャッシュ・フロー計算書の作成について .....	2
(1) 作成しないことができる法人 .....	2
(2) キャッシュ・フロー計算書の表示方法 .....	2
4. 財産目録の作成について .....	2
5. 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について .....	2
6. 関連当事者との取引の内容について .....	2
(1) 関連当事者の範囲 .....	3
(2) 重要性の基準 .....	5
7. 指定正味財産として計上される額について .....	6
8. 子会社株式・関連会社株式について .....	6
9. 基金について .....	7
10. 補助金等の取扱いについて .....	7
11. 資産の時価が著しく下落した場合について .....	7
(1) 時価が著しく下落したとき .....	7
(2) 使用価値 .....	7
12. 財務諸表の科目 .....	7
(1) 貸借対照表に係る科目及び取扱要領 .....	7
(2) 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領 .....	9
(3) キャッシュ・フロー計算書に係る科目及び取扱要領 .....	13
13. 様式について .....	15
(1) 貸借対照表 .....	15
(2) 正味財産増減計算書 .....	19
(3) キャッシュ・フロー計算書 .....	23
(4) 財務諸表に対する注記 .....	26
(5) 附属明細書 .....	31
(6) 財産目録 .....	32

附則 .....	34
公益法人会計基準を適用する際の経過措置 .....	34
1. 適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について.....	34
2. 公益法人会計基準の適用と認定・認可の関係について.....	34
(1) 特例民法法人が公益法人又は一般社団・財団法人へ移行申請する場合.....	34
(2) 一般社団・財団法人を設立して公益認定を申請する場合.....	34
3. 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱いについて .....	34
4. 過年度分の減価償却費の取扱いについて .....	34
5. 適用初年度における有価証券の取扱いについて.....	34
(1) 一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券 .....	34
(2) 指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券 .....	35
6. 移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについて.....	36
7. 特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の適用初年度の期首残高について .....	36
8. 関連当事者との取引内容について .....	36

# 公益法人会計基準の運用指針

平成20年4月11日

改正平成21年10月16日

内閣府公益認定等委員会

## 1. 設定及び改正の経緯等について

### (1) 設定について

公益法人会計基準の運用指針（以下、「運用指針」という。）は、公益法人制度改革関連三法の成立に伴い、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せとして平成16年に改正された公益法人会計基準（以下、「平成16年改正基準」という。）の見直しを行った結果、平成16年改正基準のうち表示に関する項目、別表及び様式については、平成16年改正基準から切り離し、公益法人制度改革関連三法、関係する施行令及び施行規則に従うべく内容を改め、ここに運用指針として定めたものである。加えて、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せとして平成17年に公表された平成16年改正基準の運用指針のうち、公益法人会計基準の適用にあたって引き続き必要となる事項につき、本運用指針において定めるものとした。

本運用指針を定めた目的は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下、「認定法」という。）第2条第3号に定めのある公益法人、及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）第123条第1項に定めのある移行法人が、公益法人制度のもとで、法人運営の適切な状況を広く法人の関係者に伝えるため、別途定めのある公益法人会計基準と合わせて法人の情報開示を行うための方法を定めることにある。

なお、本運用指針の適用の前提としては、公益法人制度改革関連三法、関係する施行令及び施行規則並びに公益法人会計基準がある。法人が会計に関する書類を作成する際に、公益法人会計基準に定めのない事項については、本運用指針によるものとする。

### (2) 一部改正について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の改正（平成21年8月1日施行）に伴う所要の改正を行ったものである（平成21年10月16日）。

主な改正内容は、運用指針6（1）において、当該公益法人を支配する法人（支配法人）及び支配される法人（被支配法人）を、議決権の保有割合のほか、法人が公益財団法人又は一般財団法人である場合には評議員に占める割合に応じて判断すること等の改正を行い、支配法人及び被支配法人に公益財団法人又は一般財団法人が含まれることを文理上明確化するものである。

## 2. 公益法人会計基準における公益法人について

公益法人会計基準における公益法人は、以下に定めた法人とする。

- ① 認定法第2条第3号に定めのある公益法人（以下「公益社団・財団法人」という。）
- ② 整備法第123条第1項に定めのある移行法人（以下「移行法人」という。）
- ③ 整備法第60条に定めのある特例民法法人（以下「申請法人」という。）（整備法第44条、第45条の申請をする際の計算書類を作成する場合。）
- ④ 認定法第7条の申請をする一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団・財団法人」という。）

## 3. キャッシュ・フロー計算書の作成について

公益法人会計基準に定めのあるキャッシュ・フロー計算書の作成に当たっては、以下によるものとする。

### (1) 作成しないことができる法人

公益法人会計基準に定めのあるキャッシュ・フロー計算書については、認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置する公益社団・財団法人以外の公益法人は、これを作成しないことができる。

### (2) キャッシュ・フロー計算書の表示方法

事業活動によるキャッシュ・フローの区分においては、直接法又は間接法のいずれかを用いてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

## 4. 財産目録の作成について

公益法人会計基準に定めのある財産目録については、移行法人及び一般社団・財団法人は、これを作成しないことができる。

## 5. 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について

退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の公益法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない公益法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる公益法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができるものとする。

## 6. 関連当事者との取引の内容について

公益法人会計基準注解の注17における関連当事者との取引の内容について財務諸表に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。

## (1) 関連当事者の範囲

### ① 当該公益法人を支配する法人

当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。なお、当該法人にはその被支配法人を含むものとする。

- ア 当該法人が当該公益法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること
- イ 当該法人が当該公益法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること
  - a. 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該公益法人の議決権の過半数を占めていること
  - b. 当該法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会の構成員の過半数を占めていること
  - c. 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
  - d. 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること
  - e. その他、当該公益法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
- ウ 当該法人が自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記ア、イに該当する場合を除く。）に当該公益法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

ただし、財務上又は事実上の関係から当該公益法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

また、当該公益法人が公益財団法人又は一般財団法人である場合には、上記ア～ウにおける自己の計算において所有している議決権については、以下に掲げる者が当該公益法人の評議員会の構成員を占めていることとする。

- a. 当該法人の役員、評議員若しくは職員である者又は就任日前5年以内にこれらであった者
- b. 当該法人によって選任された者又は就任日前5年以内に当該公益法人の評議員に選任されたことがある者

なお、国及び地方公共団体については、公益法人の監督等を実施していることをもって、ただちに支配法人とはしないが、上記ア～ウに該当しない場合であっても、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解の注17に定める注記をすることが望ましいものとする。

## ② 当該公益法人によって支配される法人

当該公益法人によって支配される法人（以下「被支配法人」という。）とは、当該公益法人が他の法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している場合の他の法人をいい、次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。なお、当該公益法人にはその被支配法人を含むものとする。

- ア 当該公益法人が他の法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること
- イ 当該公益法人が他の法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること
  - a. 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人の議決権の過半数を占めていること
  - b. 当該公益法人の役員、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
  - c. 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
  - d. 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること
  - e. その他、他の法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存

在すること

ウ 当該公益法人が自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記ア、イに該当する場合を除く。）に他の法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

ただし、当該公益法人が他の法人の財務上又は事実上の関係から他の法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

なお、他の法人が公益財団法人又は一般財団法人である場合には、上記ア～ウにおける自己の計算において所有している議決権については、以下に掲げる者が当該他の法人の評議員会の構成員を占めていることとする。

a. 当該公益法人の役員、評議員若しくは職員である者又は就任日前5年以内にこれらであった者

b. 当該公益法人によって選任された者又は就任日前5年以内に他の法人の評議員に選任されたことがある者

③ 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人

当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人とは、支配法人が当該公益法人以外に支配している法人のこととする。

④ 当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者

当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者とは、以下に該当するものとする。

ア 役員又は評議員及びそれらの近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者）

イ 役員又は評議員及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人

ただし、公益法人の役員又は評議員のうち、対象とする者は有給常勤者に限定するものとする。

## （2） 重要性の基準

① 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引

ア 正味財産増減計算書項目に係る関連当事者との取引

経常収益又は経常費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、経常収益又は経常費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

経常外収益又は経常外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各



項目に属する科目ごとに100万円を超える増減額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。

なお、指定正味財産から経常収益や経常外収益に振替られたものについては、関連当事者との取引の開示においては含めないものとする。

指定正味財産増減の部の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増加額について、その取引総額を開示する。

ただし、経常外収益又は経常外費用の各項目及び指定正味財産の部に係る関連当事者との取引については、上記基準により開示対象となる場合であっても、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が、当期一般正味財産増減額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。

#### イ 貸借対照表項目等に係る関連当事者との取引

貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引、被保証債務並びに関連当事者による当該法人の債務に対する担保提供資産に係る取引については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。

ただし、資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が100分の1以下であっても、取引の発生総額が資産の合計額の100分の1を超える場合には開示を要するものとする。

#### ② 役員又は評議員及びそれらの近親者との取引

役員又は評議員及びそれらの近親者との取引については、正味財産増減計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

## 7. 指定正味財産として計上される額について

指定正味財産として計上される額は、例えば、以下のような寄付によって受け入れた資産で、寄付者等の意思により当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課せられている場合の当該資産の価額をいうものとする。

- ① 寄付者等から公益法人の基本財産として保有することを指定された土地
- ② 寄付者等から奨学金給付事業のための積立資産として、当該法人が元本を維持することを指定された金銭

## 8. 子会社株式・関連会社株式について

子会社株式とは、公益法人が営利企業の議決権の過半数を保有している場合の当該営利企業の株式をいう。また、関連会社株式とは、公益法人が営利企業の議決権の20%以上50%以下を保有している場合の当該営利企業の株式をいう。

## 9. 基金について

公益法人会計基準注解の注5、注7及び注12における基金とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般社団・財団法人法」という。）第131条により設置されたものとする。

## 10. 補助金等の取扱いについて

公益法人会計基準注解の注13における補助金等とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金等をいう。なお、補助金等には役務の対価としての委託費等については含まないものとする。

## 11. 資産の時価が著しく下落した場合について

### (1) 時価が著しく下落したとき

資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいうものとする。

### (2) 使用価値

資産の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないが、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値をもって貸借対照表価額とすることができるものとされている。この時価と比較する使用価値の見積りに当たっては、資産又は資産グループを単位として行うことができるものとする。

## 12. 財務諸表の科目

ここに示した財務諸表を作成する際の科目は、一般的、標準的なものであり、事業の種類、規模等に応じて科目を追加することができる。また、科目及び金額の重要性が乏しい場合には省略することができる。なお、必要に応じて小科目を設定することが望ましい。

### (1) 貸借対照表に係る科目及び取扱要領

(資産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動資産	現金預金 受取手形 未収会費 未収金 前払金	現金、当座預金、普通預金、定期預金等

固定資産	有価証券	売買目的で保有する有価証券及び貸借対照表日後1年以内に満期の到来する債券等（ただし、基本財産又は特定資産に含まれるものを除く）
	貯蔵品	
基本財産		定款において基本財産と定められた資産
特定資産	土地	
	投資有価証券	満期保有目的の債券等、流動資産の区分に記載されない有価証券（貸付信託受益証券等を含む）で基本財産と定めたもの 特定の目的のために使途等に制約を課した資産
その他固定資産	退職給付引当資産	退職給付を支払うための特定預金等
	〇〇積立資産	特定の目的のために積み立てられた資産（特定費用準備資金、資産取得資金等を含む）
	建物	
	構築物	
	車両運搬具	
	什器備品	
	土地	
	建設仮勘定	建設中又は制作中の有形固定資産（工事前払金、手付金等を含む）
	借地権	
	電話加入権	
	敷金	
	保証金	
	投資有価証券	
	子会社株式	
	関連会社株式	

(負債の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動負債	支払手形	
	未払金	事業費等の未払額
	前受金	受取会費等の前受額
	預り金	源泉所得税、社会保険料等の預り金
	短期借入金	返済期限が貸借対照表日後1年以内の借入金
	1年内返済予定長期借入金	返済期限が貸借対照表日後1年以内となった長期借入金
	賞与引当金	
固定負債	長期借入金	返済期限が貸借対照表日後1年超の借入金
	退職給付引当金	退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したもの
	役員退職慰労引当金	
	受入保証金	

(正味財産の部)

科 目		取 扱 要 領	
大 科 目	中 科 目		
基金	基金	一般社団・財団法人法第131条に規定する基金	
指定正味財産	(うち基本財産への充当額)	基金のうち基本財産への充当額	
	(うち特定資産への充当額)	基金のうち特定資産への充当額	
一般正味財産	国庫補助金	寄付者等(会員等を含む)によりその用途に制約が課されている資産の受入額	
	地方公共団体補助金		
	民間補助金		
	寄付金		
	(うち基本財産への充当額)		指定正味財産合計のうち基本財産への充当額
	(うち特定資産への充当額)		指定正味財産合計のうち特定資産への充当額
一般正味財産	代替基金	一般社団・財団法人法第144条により計上された額	
	一般正味財産	正味財産から指定正味財産及び代替基金を控除した額	
	(うち基本財産への充当額)	一般正味財産合計のうち基本財産への充当額	
	(うち特定資産への充当額)	一般正味財産合計のうち特定資産への充当額	

(2) 正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要領

(一般正味財産増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
経常収益		基本財産の運用益
基本財産運用益	基本財産受取利息	
	基本財産受取配当金	
	基本財産受取賃貸料	
特定資産運用益	特定資産受取利息	
	特定資産受取配当金	
	特定資産受取賃貸料	
受取入会金	受取入会金	
受取会費	正会員受取会費	
	特別会員受取会費	
	賛助会員受取会費	
事業収益	〇〇事業収益	

受取補助金等	受取国庫補助金 受取地方公共団体補助金 受取民間補助金 受取国庫助成金 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金 受取補助金等振替額	事業費等に充当する目的で毎年度経常的に受取るもの      指定正味財産から一般正味財産への振替額
受取負担金	受取負担金 受取負担金振替額	指定正味財産から一般正味財産への振替額
受取寄付金	受取寄付金 募金収益 受取寄付金振替額	指定正味財産から一般正味財産への振替額
雑収益	受取利息 有価証券運用益 雑収益	売買目的で保有する有価証券に係る評価益及び売却益
経常費用 事業費	給料手当 臨時雇賃金 退職給付費用 福利厚生費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 支払負担金 支払助成金 支払寄付金 委託費	事業の目的のために要する費用 必要に応じて、事業の種類ごとに区分して記載する

<p>管理費</p>	<p>有価証券運用損 雑費</p> <p>役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費 会議費 旅費交通費 通信運搬費 減価償却費 消耗什器備品費 消耗品費 修繕費 印刷製本費 燃料費 光熱水料費 賃借料 保険料 諸謝金 租税公課 支払負担金 支払寄付金 支払利息 雑費</p>	<p>売買目的で保有する有価証券に係る評価損及び売却損</p> <p>各種の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用</p>
<p>基本財産評価損益等</p>	<p>基本財産評価損益等</p>	<p>一般正味財産を充当した基本財産に含まれている投資有価証券に時価法を適用した場合における評価損益及び売却損益</p>
<p>特定資産評価損益等</p>	<p>特定資産評価損益等</p>	<p>一般正味財産を充当した特定資産に含まれている投資有価証券に時価法を適用した場合における評価損益及び売却損益</p>
<p>投資有価証券評価損益等</p>	<p>投資有価証券評価損益等</p>	<p>投資有価証券に時価法を適用した場合における評価損益及び売却損益</p>
<p>経常外収益 固定資産売却益</p>	<p>建物売却益 車両運搬具売却益 什器備品売却益 土地売却益</p>	<p>固定資産の売却による売却差益</p>

固定資産受贈益	借地権売却益 電話加入権売却益	指定正味財産から一般正味財産への振替額を含む	
経常外費用	土地受贈益 投資有価証券受贈益		
固定資産売却損		固定資産の売却による売却差損	
固定資産減損損失	建物売却損 車両運搬具売却損 什器備品売却損 土地売却損 借地権売却損 電話加入権売却損		
災害損失	土地減損損失 投資有価証券減損損失		
他会計振替額	災害損失		
			内訳表に表示した収益事業等からの振替額

(指定正味財産増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
受取補助金等	受取国庫補助金 受取地方公共団体補助金 受取民間補助金 受取国庫助成金 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金	使途が制約されている補助金等の受入額
受取負担金	受取負担金	
受取寄付金	受取寄付金	
固定資産受贈益	土地受贈益 投資有価証券受贈益	指定正味財産を充当した基本財産の評価益
基本財産評価益	基本財産評価益	
特定資産評価益	特定資産評価益	指定正味財産を充当した特定資産の評価益
基本財産評価損	基本財産評価損	指定正味財産を充当した基本財産の評価損

特定資産評価損	特定資産評価損	指定正味財産を充当した特定資産の評価損
一般正味財産への振替額	一般正味財産への振替額	指定正味財産から一般正味財産への振替額

(基金増減の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
基金受入額	基金受入額	
基金返還額	基金返還額	

### (3) キャッシュ・フロー計算書に係る科目及び取扱要領

#### ① 事業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示する場合

(事業活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
事業活動収入		
基本財産運用収入	基本財産運用収入	
入会金収入	入会金収入	
会費収入	会費収入	
事業収入	事業収入	
補助金等収入	国庫補助金収入	
負担金収入	負担金収入	
事業活動支出		
事業費支出	事業費支出	
管理費支出	管理費支出	

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
投資活動収入		
固定資産売却収入	固定資産売却収入	
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	



投資活動支出		
固定資産取得支出	固定資産取得支出	
投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出	

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
財務活動収入		
借入金収入	借入金収入	
基金受入収入	基金受入収入	
財務活動支出		
借入金返済支出	借入金返済支出	
基金返還支出	基金返還支出	

② 事業活動によるキャッシュ・フローを間接法により表示する場合

(事業活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
当期一般正味財産増減額	当期一般正味財産増減額	
キャッシュ・フローへの調整額		
減価償却費	減価償却費	
基本財産の増減額	基本財産の増減額	償却原価法による利息計上額で基本財産に加算されたものを含む
退職給付引当金の増減額	退職給付引当金の増減額	
未収金の増減額	未収金の増減額	
貯蔵品の増減額	貯蔵品の増減額	
未払金の増減額	未払金の増減額	
指定正味財産からの振替額	指定正味財産からの振替額	

指定正味財産増加収入 補助金等収入	国庫補助金収入	
----------------------	---------	--

投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、①と同様。

### 13. 様式について

財務諸表、附属明細書及び財産目録を作成する場合には、概ね以下の様式によるものとする。

#### (1) 貸借対照表

(様式1-1)

### 貸借対照表

平成 年 月 日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
.....			
流動資産合計			
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地			
.....			
基本財産合計			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産			
〇〇積立資産			
.....			
特定資産合計			
(3) その他固定資産			
.....			
その他固定資産合計			
固定資産合計			
資産合計			
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
.....			
流動負債合計			
2. 固定負債			
退職給付引当金			
.....			
固定負債合計			
負債合計			
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金			
.....			

指定正味財産合計			
（うち基本財産への充当額）	( )	( )	( )
（うち特定資産への充当額）	( )	( )	( )
2. 一般正味財産			
（うち基本財産への充当額）	( )	( )	( )
（うち特定資産への充当額）	( )	( )	( )
正味財産合計			
負債及び正味財産合計			

(様式1-2)

一般社団・財団法人法第131条により基金を設けた場合には、正味財産の部は、以下の様式による。

科 目	当年度	前年度	増 減
Ⅲ 正味財産の部			
1. 基金			
基金			
（うち基本財産への充当額）	( )	( )	( )
（うち特定資産への充当額）	( )	( )	( )
2. 指定正味財産			
国庫補助金			
.....			
指定正味財産合計			
（うち基本財産への充当額）	( )	( )	( )
（うち特定資産への充当額）	( )	( )	( )
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金			
(2) その他一般正味財産			
一般正味財産合計			
（うち基本財産への充当額）	( )	( )	( )
（うち特定資産への充当額）	( )	( )	( )
正味財産合計			
負債及び正味財産合計			

(様式1-3)

公益社団・財団法人が会計区分を有する場合には、貸借対照表の内訳表として以下のように表示する。

### 貸借対照表内訳表

平成 年 月 日現在

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
中科目別記載					
流動資産合計					
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
中科目別記載					
基本財産合計					
(2) 特定資産					
中科目別記載					
特定資産合計					
(3) その他固定資産					
中科目別記載					
その他固定資産合計					
固定資産合計					
資産合計					
II 負債の部					
1. 流動負債					
中科目別記載					
流動負債合計					
2. 固定負債					
中科目別記載					
固定負債合計					
負債合計					
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
中科目別記載					
指定正味財産合計					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
正味財産合計					
負債及び正味財産合計					

(作成上の留意事項)

- ・ 法人会計区分は、管理業務に関するものやその他の法人全般に係る（公益目的事業会計・収益事業等会計に区分できないもの）ものを表示するものとする。

(様式1-4)

移行法人が会計区分を有する場合には、貸借対照表の内訳表として以下のように表示する。

貸借対照表内訳表

平成 年 月 日現在

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	其他会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
中科目別記載					
流動資産合計					
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
中科目別記載					
基本財産合計					
(2) 特定資産					
中科目別記載					
特定資産合計					
(3) その他固定資産					
中科目別記載					
その他固定資産合計					
固定資産合計					
資産合計					
II 負債の部					
1. 流動負債					
中科目別記載					
流動負債合計					
2. 固定負債					
中科目別記載					
固定負債合計					
負債合計					
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
中科目別記載					
指定正味財産合計					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)					
(うち特定資産への充当額)					
正味財産合計					
負債及び正味財産合計					

(作成上の留意事項)

- ・ 法人会計区分は、管理業務に関するものやその他の法人全般に係る（実施事業等会計、其他会計に区分できないもの）ものを表示するものとする。

(2) 正味財産増減計算書

(様式2-1)

正味財産増減計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
.....			
特定資産運用益			
.....			
受取会費			
.....			
事業収益			
.....			
受取補助金等			
.....			
受取負担金			
.....			
受取寄付金			
.....			
経常収益計			
(2) 経常費用			
事業費			
給与手当			
臨時雇賃金			
退職給付費用			
.....			
管理費			
役員報酬			
給与手当			
退職給付費用			
.....			
経常費用計			
評価損益等調整前当期経常増減額			
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計			
当期経常増減額			
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
固定資産売却損			
.....			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額			

一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高			
II 指定正味財産増減の部 受取補助金等			
.....			
一般正味財産への振替額			
.....			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高			

(様式2-2)

一般社団・財団法人法第131条により基金を設けた場合には、正味財産増減計算書の基金増減の部は、以下の様式による。

正味財産増減計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
III 基金増減の部			
基金受入額			
基金返還額			
当期基金増減額			
基金期首残高			
基金期末残高			
IV 正味財産期末残高			

(様式2-3)

公益社団・財団法人の会計区分については、正味財産増減計算書の内訳表として以下のように表示する。なお、会計区分のうち公益目的事業内の区分については、法人が事業の内容に即して集計単位を定めることができる。

正味財産増減計算書内訳表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引消去	合計
	A事業	B事業	共通	小計	a事業	b事業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益											
中科目別記載											
特定資産運用益											
中科目別記載											
受取会費											
中科目別記載											
事業収益											
中科目別記載											
受取補助金等											

中科目別記載									
受取負担金									
中科目別記載									
受取寄付金									
中科目別記載									
.....									
経常収益計									
(2) 経常費用									
事業費									
中科目別記載									
.....									
管理費									
中科目別記載									
.....									
経常費用計									
評価損益等調整前当期経常増減額									
基本財産評価損益等									
特定資産評価損益等									
投資有価証券評価損益等									
評価損益等計									
当期経常増減額									
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
中科目別記載									
経常外収益計									
(2) 経常外費用									
中科目別記載									
経常外費用計									
当期経常外増減額									
他会計振替額									
当期一般正味財産増減額									
一般正味財産期首残高									
一般正味財産期末残高									
II 指定正味財産増減の部									
受取補助金等									
.....									
一般正味財産への振替額									
.....									
当期指定正味財産増減額									
指定正味財産期首残高									
指定正味財産期末残高									
III 正味財産期末残高									

(作成上の留意事項)

- ・ 支部を有する法人においては、支部の活動等を勘案して内訳表を作成するものとする。
- ・ 法人会計区分は、管理業務に関する収益・費用やその他の法人全般に係る（公益目



的事业会計・収益事業等会計に区分できないもの) 収益・費用を表示するものとする。

(様式 2-4)

移行法人の会計区分は、正味財産増減計算書の内訳表として以下のように表示する。

正味財産増減計算書内訳表

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計				その他会計				法人 会計	内部取 引消去	合計
	A事業	B事業	共通	小計	a事業	b事業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益											
中科目別記載											
特定資産運用益											
中科目別記載											
受取会費											
中科目別記載											
事業収益											
中科目別記載											
受取補助金等											
中科目別記載											
受取負担金											
中科目別記載											
受取寄付金											
中科目別記載											
.....											
経常収益計											
(2) 経常費用											
事業費											
中科目別記載											
.....											
管理費											
中科目別記載											
.....											
経常費用計											
評価損益等調整前当期経 常増減額											
基本財産評価損益等											
特定資産評価損益等											
投資有価証券評価損益等											
評価損益等計											
当期経常増減額											
2. 経常外増減の部											
(1) 経常外収益											

中科目別記載																				
経常外収益計																				
(2) 経常外費用																				
中科目別記載																				
経常外費用計																				
当期経常外増減額																				
他会計振替額																				
当期一般正味財産増減額																				
一般正味財産期首残高																				
一般正味財産期末残高																				
II 指定正味財産増減の部																				
受取補助金等																				
.....																				
一般正味財産への振替額																				
.....																				
当期指定正味財産増減額																				
指定正味財産期首残高																				
指定正味財産期末残高																				
III 正味財産期末残高																				

(作成上の留意事項)

- ・ 支部を有する法人においては、支部の活動等を勘案して内訳表を作成するものとする。
- ・ 法人会計区分は、管理業務に関する収益・費用やその他の法人全般に係る（実施事業等会計・その他会計に区分できないもの）収益・費用を表示するものとする。

### (3) キャッシュ・フロー計算書

(様式3-1)

事業活動によるキャッシュ・フローを直接法による場合には、以下の方法に従い表示する。

#### キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入			
.....			
入会金収入			
.....			
会費収入			
.....			
事業収入			
.....			
補助金等収入			
.....			
事業活動収入計			

2. 事業活動支出			
事業費支出			
.....			
管理費支出			
.....			
事業活動支出計			
事業活動によるキャッシュ・フロー			
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入			
.....			
投資活動収入計			
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出			
.....			
投資活動支出計			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
.....			
財務活動収入計			
2. 財務活動支出			
借入金返済支出			
.....			
財務活動支出計			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額			
V 現金及び現金同等物の増減額			
VI 現金及び現金同等物の期首残高			
VII 現金及び現金同等物の期末残高			

(様式 3-2)

事業活動によるキャッシュ・フローを間接法による場合には、以下の方法に従い表示する。

### キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額			
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費			
基本財産の増減額			
退職給付引当金の増減額			
未収金の増減額			
貯蔵品の増減額			
未払金の増減額			
指定正味財産からの振替額			
.....			

小計			
3. 指定正味財産増加収入 補助金等収入			
.....			
指定正味財産増加収入計			
事業活動によるキャッシュ・フロー			
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入			
.....			
投資活動収入計			
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出			
.....			
投資活動支出計			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
.....			
財務活動収入計			
2. 財務活動支出			
借入金返済支出			
.....			
財務活動支出計			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額			
V 現金及び現金同等物の増減額			
VI 現金及び現金同等物の期首残高			
VII 現金及び現金同等物の期末残高			

(様式3-3)

一般社団・財団法人法第131条により基金を設けた場合には、キャッシュ・フロー計算書の財務活動によるキャッシュ・フローは、以下の様式による。

(事業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示する場合)

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
借入金収入			
.....			
基金受入収入			
財務活動収入計			
2. 財務活動支出			
借入金返済支出			
.....			
基金返還支出			
財務活動支出計			
財務活動によるキャッシュ・フロー			

IV	現金及び現金同等物に係る換算差額			
V	現金及び現金同等物の増減額			
VI	現金及び現金同等物の期首残高			
VII	現金及び現金同等物の期末残高			

**(4) 財務諸表に対する注記**

財務諸表に対する注記については以下の表示による。

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

.....

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

.....

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

.....

(3) 固定資産の減価償却の方法

.....

(4) 引当金の計上基準

.....

(5) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

.....

(6) 消費税等の会計処理

.....

.....

3. 会計方針の変更

.....

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				

土 地 .....				
小 計				
特定資産 退職給付引当資産 .....				
小 計				
合 計				

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
土 地 .....		( )	( )	—
		( )	( )	—
小 計		( )	( )	—
特定資産				
退職給付引当資産		—	—	( )
〇〇積立資産 .....		( )	( )	—
		( )	( )	( )
小 計		( )	( )	( )
合 計		( )	( )	( )

(記載上の留意事項)

基金からの充当額がある場合には、財源の内訳として記載するものとする。

6. 担保に供している資産

……(資産) × × × 円 (帳簿価額) は、長期借入金 × × × 円の担保に供している。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物			
.....			
.....			
合 計			

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

(貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合)

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未 収 金			
.....			
.....			
合 計			

9. 保証債務（債務保証を主たる目的事業としている場合を除く。）等の偶発債務

〇〇〇に対する保証債務は、×××円である。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
国 債			
〇〇株式会社社債			
.....			
.....			
合 計			

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
〇〇補助金	〇〇〇					指定正味財産

.....	〇〇〇					流動負債
助成金						
〇〇助成金	〇〇〇					〇〇〇
.....	〇〇〇					〇〇〇
〇〇〇						
.....	〇〇〇					〇〇〇
合 計						

1 2. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金				
〇〇基金				
.....				
基金計				
代替基金				
〇〇基金			-	
.....			-	
代替基金計			-	
合 計				

1 3. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
減価償却費計上による振替額	
.....	
経常外収益への振替額	
目的達成による指定解除額	
.....	
合 計	



14. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

種類	法人等の名称	住所	資産総額 (単位：円)	事業の内容又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (単位：円)	科目	期末残高 (単位：円)
						役員の兼 務等	事業上の 関係				
										(注)	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注)

- ・ 関連当事者に対する債権については、債権の期末残高に対する貸倒引当金残高、当期の貸倒引当金繰入額等、当期の貸倒損失等の項目を開示する。ただし、債権の期末残高に対する貸倒引当金残高及び当期の貸倒引当金繰入額等については、当該者の経営状態等に重大な問題が生じていない場合には、開示の対象とはしないこととする。
- ・ 関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、上記取り扱いに準じて開示する。  
なお、開示にあたっては、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。

15. キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲及び重要な非資金取引

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている金額との関係は以下のとおりである。

前期末		当期末	
現金預金勘定	×××円	現金預金勘定	×××円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	二××円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	二××円
現金及び現金同等物	×××円	現金及び現金同等物	×××円

(2) 重要な非資金取引は、以下のとおりである。

前期末	当期末
現物により寄付を受けた固定資産が×××円ある。	現物により寄付を受けた固定資産が×××円ある。

16. 重要な後発事象

.....

17. その他

.....

(5) 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	土地				
	建物				
	…				
	…				
	基本財産計				
特定資産	退職給付引当資産				
	〇〇積立資産				
	…				
	…				
	特定資産計				

(記載上の留意事項)

- ・ 基本財産及び特定資産について、財務諸表の注記に記載をしている場合には、その旨を記載し、内容の記載を省略することができる。
- ・ 重要な増減がある場合には、その理由、資産の種類 of 具体的な内容及び金額の脚注をするものとする。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金					
…					

(記載上の留意事項)

- ・ 期首又は期末のいずれかに残高がある場合にのみ作成する。
- ・ 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。
- ・ 「当期減少額」欄のうち、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注する。
- ・ 引当金について、財務諸表の注記において記載している場合には、その旨を記載し、内容の記載を省略することができる。

## (6) 財産目録

## 財 産 目 録

平成 年 月 日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	×××	
	預金	普通預金 〇〇銀行〇〇支店	運転資金として	×××	
流動資産合計				×××	
(固定資産)	基本財産	土地	〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1	公益目的保有財産であり、〇〇事業の施設に使用している。	×××
		建物	〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1 4階建	3～4階部分：公益目的保有財産であり、〇〇事業の施設に使用している。 1～2階部分：△△事業に使用している。	×××
		美術品	絵画 〇点 〇年〇月以前取得	公益目的保有財産であり、〇〇事業に供している 不可欠特定財産である。	×××
		投資有価証券	第〇回利付国債他	公益目的保有財産であり、運用益を〇〇事業の財源として使用している	×××
	特定資産	〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店	〇〇事業の積立資産であり、資産取得資金として管理されている預金	×××
		〇〇積立資産	××社債	満期保有目的で保有し、運用益を〇〇事業の財源として使用している。	×××
			〇〇株式	寄付により受け入れた株式であり、長期間保有することにより、運用益を〇〇事業の財源として使用している。	×××
	建物	〇〇㎡ 東京都△△区▲▲ 4-6-2	公益目的保有財産であり、〇〇事業に使用している。	×××	
その他固定資産	.....	.....	.....	×××	
固定資産合計				×××	
資産合計				×××	
(流動負債)	未払金	〇〇に対する未払額	〇〇事業に供する備品購入の未払い分	×××	
	短期借入金	〇〇銀行〇〇支店	運転資金	×××	
流動負債合計				×××	
(固定負債)					

	退職給付引当金	従業員に対するもの	従業員〇〇名に対する退職金の支払いに備えたもの	×××
	長期借入金	〇〇銀行〇〇支店	△△事業に供する建物を取得するための借入れ	×××
固定負債合計				×××
負債合計				×××
正味財産				×××

(記載上の留意事項)

- ・ 支部を有する法人は、支部単位での明細を作成するものとする。
- ・ 資産を他の事業等と共用している場合には、法人において、区分、分離可能な範囲で財産を確定し、表示する。ただし、物理的な特定が困難な場合には、一つの事業の資産として確定し、共用財産である旨を記載するものとする。
- ・ 特定費用準備資金や資産取得資金を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 不可欠特定財産を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第25条に基づき、財産目録により公益目的保有財産を区分表示する場合には、上記ひな型例に従い、貸借対照表科目、資産の種類、場所、数量、取得時期、使用目的の事業等を詳細に記載するものとする。なお、上記ひな型では詳細な記載を表示できない場合には、下記に従い明細を作成する。

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
土地			〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1 ×××円	〇〇事業 (△△事業と 共有)
建物			〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1 4階建の3~4階部分 ×××円	〇〇事業
美術品	〇〇像 ×××円 〇〇図 ×××円 .....			〇〇事業
...				
合計	×××円		×××円	

## 附則

### 公益法人会計基準を適用する際の経過措置

公益法人会計基準を適用するに当たっては下記のとおり、経過措置を設けるものとする。

#### 1. 適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について

貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書の前事業年度の数値については、記載しないことができる。

#### 2. 公益法人会計基準の適用と認定・認可の関係について

##### (1) 特例民法法人が公益法人又は一般社団・財団法人へ移行申請する場合

特例民法法人が移行認定・認可の申請をする場合には、平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度に係る財務諸表は、公益法人会計基準前文3の本会計基準の実施時期にかかわらず、平成16年改正基準を適用して作成することができる。

##### (2) 一般社団・財団法人を設立して公益認定を申請する場合

公益法人会計基準及び本運用指針によるものとする。

#### 3. 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異の取扱いについて

退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異については、平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度から12年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理するものとする。なお、既に退職給付会計の導入が行われている公益法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行うものとする。

#### 4. 過年度分の減価償却費の取扱いについて

減価償却を行っていない資産を有する公益法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上するものとする。この場合、過年度の減価償却費については、正味財産増減計算書の経常外費用に計上するものとする。

ただし、過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認める。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とするものとし、その旨を重要な会計方針として注記するものとする。

#### 5. 適用初年度における有価証券の取扱いについて

##### (1) 一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券

###### ① 時価評価が適用される有価証券

適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有

価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、適用初年度において正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用とするものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

② 償却原価法が適用される有価証券

適用初年度の期首において一般正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法

なお、この方法をとる場合は、過年度分については経常外収益又は経常外費用とするものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。

イ 適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

ウ 平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度の期首において既に適用している場合には引き続き従前の方法

(2) 指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券

① 時価評価が適用される有価証券

適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、時価評価が適用されるものについては、当該適用の前事業年度末の帳簿価額と前事業年度末の時価の差額は、原則として過年度分として当事業年度分と区分して表示するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

② 償却原価法が適用される有価証券

適用初年度の期首において指定正味財産を充当した資産として所有している有価証券のうち、償却原価法が適用されるものについては、次のいずれかの方法によるものとする。

ア 取得時まで遡って償却原価法を適用する方法

なお、この方法による場合は、原則として過年度分については当事業年度分と区分して表示するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には一括して表示することができるものとする。

イ 適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなして、当該適用初年度の期首から満期日までの期間にわたって償却する方法

ウ 平成20年12月1日以後開始する最初の事業年度の期首において既に適用している場合には引き続き従前の方法

## 6. 移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについて

移行時における過年度分の収益又は費用の取扱いについては、適用初年度において、原則として、正味財産増減計算書の経常外収益又は経常外費用に計上するものとする。ただし、重要性が乏しい場合には経常収益又は経常費用とすることができるものとする。なお、経常外収益又は経常外費用に計上する科目が複数になる場合には、経常外収益又は経常外費用においてそれぞれの科目として計上する方法のほか、経常外収益又は経常外費用毎にそれぞれ「会計基準適用に伴う過年度修正額」等の科目として計上する方法によることもできるが、後者による場合はその内訳科目を設け、又は内訳を注記することとする。

## 7. 特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の適用初年度の期首残高について

特定資産、指定正味財産及び一般正味財産の適用初年度の期首残高については、当該適用の前事業年度末の貸借対照表を組み替えて算定するものとする。このうち、正味財産について過年度に受け入れたものは、適用時に寄付者等の意思により制約されていることが明らかなものについて、指定正味財産の期首残高とする。

## 8. 関連当事者との取引内容について

6. 関連当事者との取引の内容について（1）関連当事者の範囲は、特例民法法人（移行前に一般社団・財団法人法上の機関を設定している場合を除く。）の場合、「評議員会」とあるのは「理事会その他これに準ずる機関」と、「就任日前5年以内にこれらであった者」とあるのは「これらであった者」と読み替えるものとする。





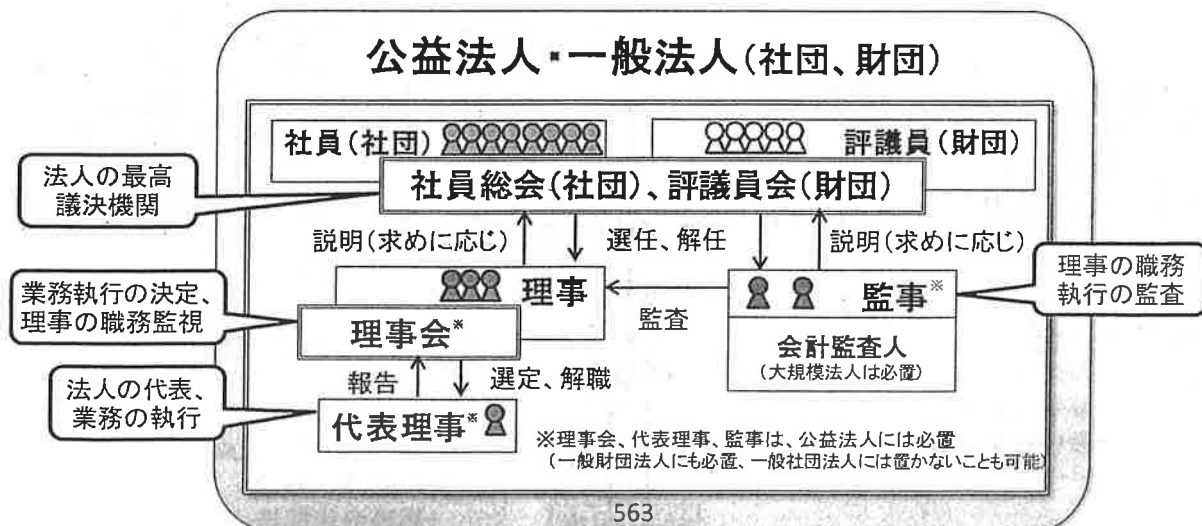
# 法人の運営と組織



## 公益法人三法による法人の各機関の役割と責任の法定化

○ 旧民法と異なり、公益法人三法では、公益法人を含む一般法人の各機関の役割や責任を明記しています。これにより、

- ① 法律の規定に基づき各法人が自律的に運営していくことが可能となりますが、その一方で
- ② 役割を適切に果たさない役員等は、責任追及の対象となることが法律で定められており、
- ③ 公益法人の場合、運営が是正されなければ、公益認定の取消しを受ける可能性もあります。



# 機関設計の選択肢

## 【一般社団法人の場合】

⇒以下の5つの選択肢が可能。公益社団法人は④又は⑤のみ。

①	社員総会	理事			
②	社員総会	理事		監事	
③	社員総会	理事		監事	会計監査人
④	社員総会	理事	理事会	監事	
⑤	社員総会	理事	理事会	監事	会計監査人

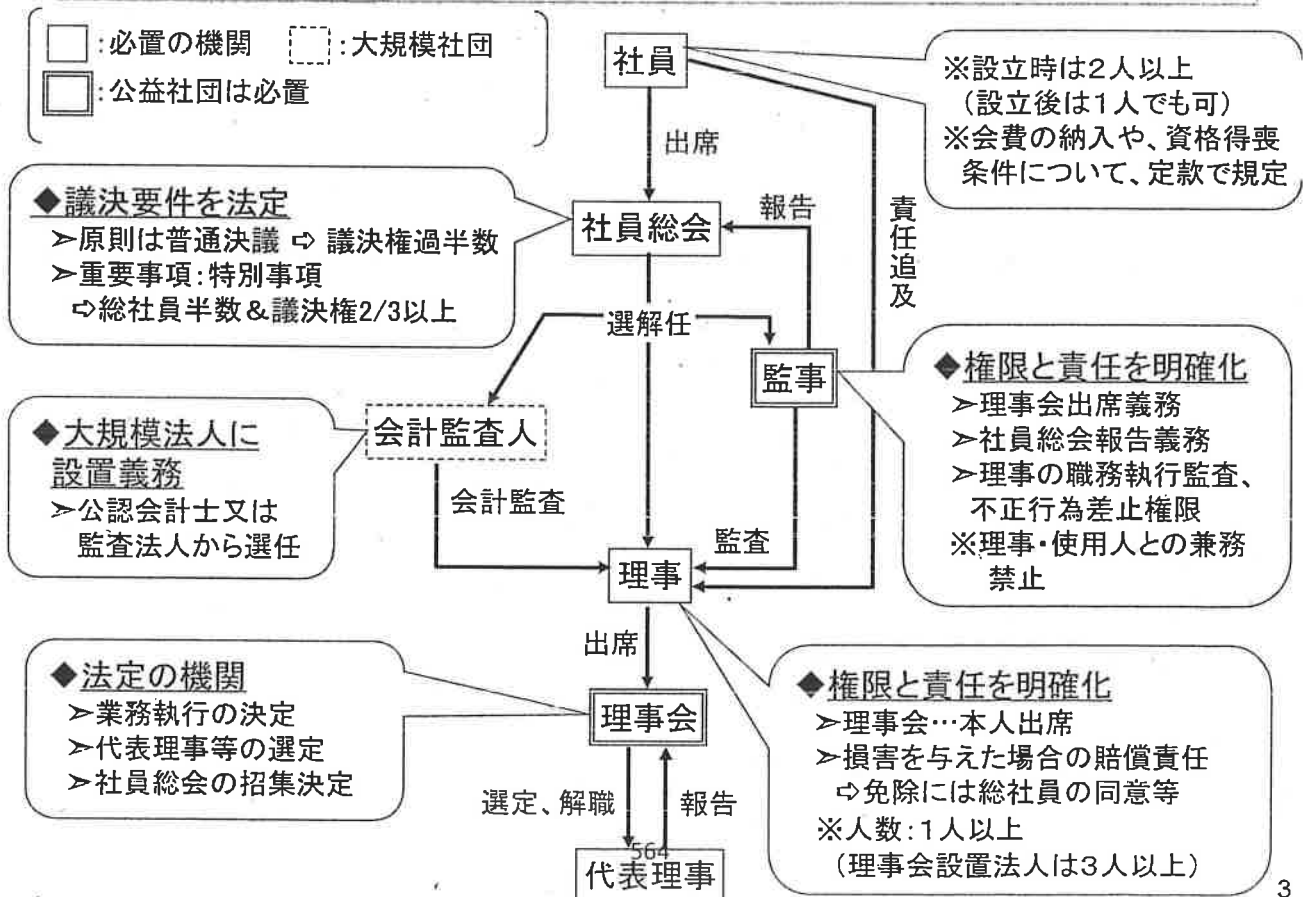
## 【一般財団法人・公益財団法人の場合】

⇒①か②いずれかの機関設計を選択する必要。

①	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	
②	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	会計監査人

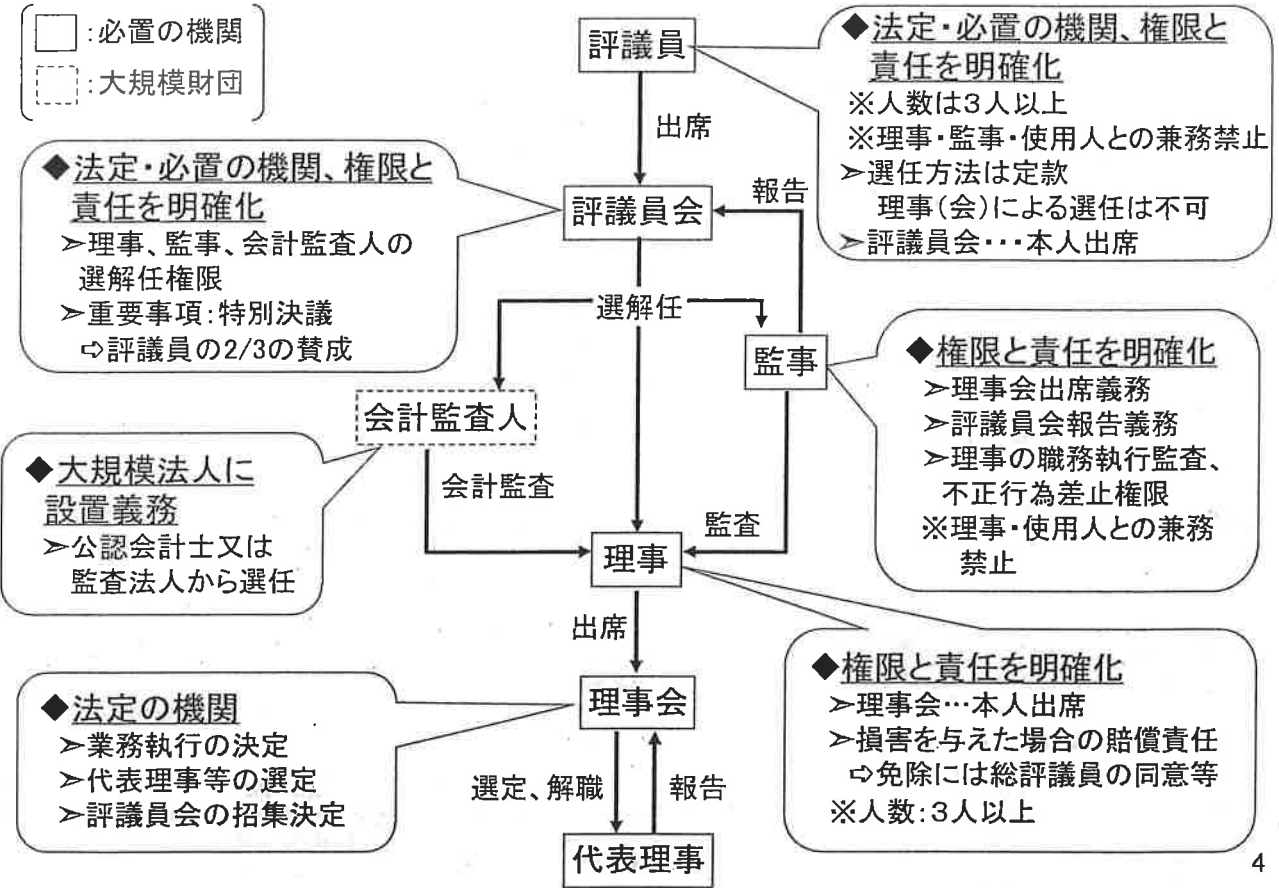
2

## 社団の機関全体図



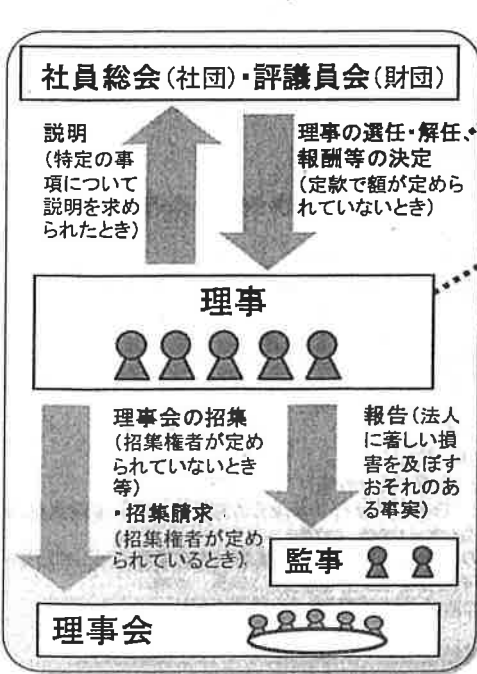
3

# 財団の機関全体図



# 理事

○ 公益法人の理事は、理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事等の業務執行を監視する役割を担います。善管注意義務、忠実義務などの義務は、個々の理事に課せられており、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがあります。  
 ※理事会の決議に参加した理事は、議事録に異議をとどめない場合、その決議に賛成したものと推定されます。



**【理事の解任事由】**  
 公益社団法人の場合:なし(社員総会の決議で解任可能)  
 公益財団法人の場合:①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき(評議員会の決議で解任可能)

**【理事の義務等(主なもの)】**

- ・善管注意義務(委任の規定に基づく「善良な管理者の注意義務」)(64条、172条1項、民法644条)
- ・忠実義務(法令、定款、社員総会の決議(社団の場合)を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務)(83条、197条)
- ・競業及び利益相反取引の制限(自己又は第三者のために法人と取引をする場合等 →理事会の承認と報告が必要)(84条、92条、197条)
- ・社員総会・評議員会における説明義務(社員・評議員から特定の事項について説明を求められたとき)(53条、190条)
- ・監事に対する報告義務(法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき)(85条、197条)

**【理事の責任(主なもの)】**

- ・法人に対する損害賠償責任(任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任)(111条、198条)
- ・第三者に対する損害賠償責任(職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任)(117条、198条)
- ・特別背任罪(7年以下の懲役or500万円以下の罰金)(334条)、法人財産処分罪(3年以下の懲役or100万円以下の罰金)(335条)、収賄罪(5年以下の懲役or500万円以下の罰金)(337条1項)等

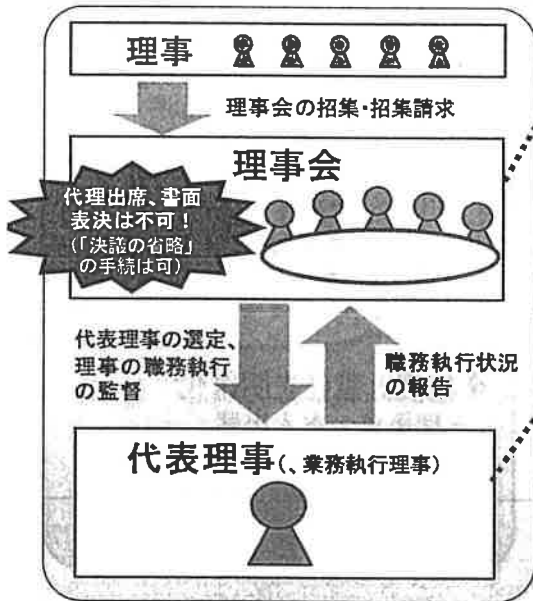
# 理事会、代表理事

○ 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事を選定・解職する権限を持っています。代表理事がその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている等の場合には、解職権限を適切に行使することも理事会の責務です。

※公益財団法人は一般法人法の規定により、公益社団法人は公益認定法の認定基準により、理事会は必置の機関です。

○ 代表理事は、法人を代表し、業務の執行に当たる役割を担っています。

※理事会は、代表理事のほか、法人の業務の執行に当たる理事(＝業務執行理事)を選定することができます。



## 【理事会の権限(主なもの)】

- ・法人の業務執行の決定(90条2項1号、197条)
  - ・理事の職務の執行の監督(90条2項2号、197条)
  - ・代表理事の選定及び解職(90条2項3号、197条)
  - ・社員総会・評議員会の招集の決定(38条、181条1項)
  - ・競業・利益相反取引の承認(84条、92条1項、197条)
  - ・計算書類・事業報告の承認(124条3項、199条)
- ※以下の事項の決定を理事に委任することは不可(理事会決議事項)
- ①重要な財産の処分・譲受け、②多額の借財、③重要な使用人の選任・解任、④従たる事務所その他の重要な組織の設置・変更・廃止、⑤法人の業務の適性を確保するために必要な体制の整備、⑥定款の定めに基づく役員等の責任の免除(90条4項、197条)

## 【代表理事の権限】(○は業務執行理事と共通の権限)

- ・法人の業務に関する一切の裁判上・裁判外の行為(77条4項、197条)
  - 法人の業務の執行(91条1項、197条)
- ※法人は、代表理事の職務について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う(78条、197条)

## 【代表理事の義務】(○は業務執行理事と共通の義務)

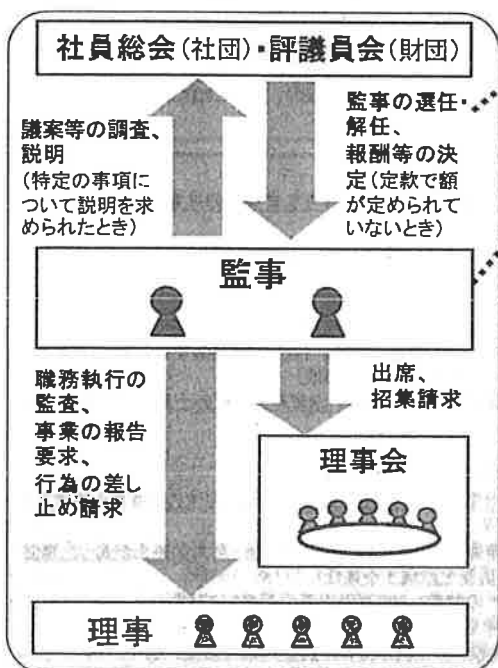
- 理事会への職務執行状況の報告義務(3か月に1回以上。定款により毎事業年度2回以上(4か月以上の間隔)に緩和可。報告の省略は不可)(91条2項、197条)

6

# 監事

○ 監事は、理事の職務の執行を監査します。このために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課されています。監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負うこととなります。

※公益財団法人は一般法人法の規定により、公益社団法人は公益認定法の認定基準により、監事は必置の機関です。



## 【監事の解任事由】

公益社団法人、公益財団法人とも、解任事由については理事と同じ。ただし、解任には社員総会又は評議員会の特別決議が必要

## 【監事の権限(主なもの)】

- ・理事の職務の執行の監査(99条1項、197条)
- ・計算書類等の監査(124条1項、2項、199条)
- ・事業の報告要求(理事、使用人に対し)、業務・財産の状況調査(99条2項、197条)
- ・理事会の招集請求(101条2項、3項、197条)
- ・理事の行為の差し止め請求(理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款違反の行為をし又はそのおそれがあり、当該行為により法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき)(103条、197条)
- ・法人と理事との間の訴えにおける法人の代表(104条、197条)
- ・会計監査人の解任(監事が複数の場合、全員の同意が必要)(71条、177条)

## 【監事の義務(主なもの)】

- ・善管注意義務(→理事と同じ)
- ・理事会への出席義務(101条1項、197条)
- ・理事会への報告義務(理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき)(100条、197条)
- ・社員総会・評議員会の議案等の調査・報告義務(報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合)(102条、197条)
- ・社員総会・評議員会における説明義務(→理事と同じ)

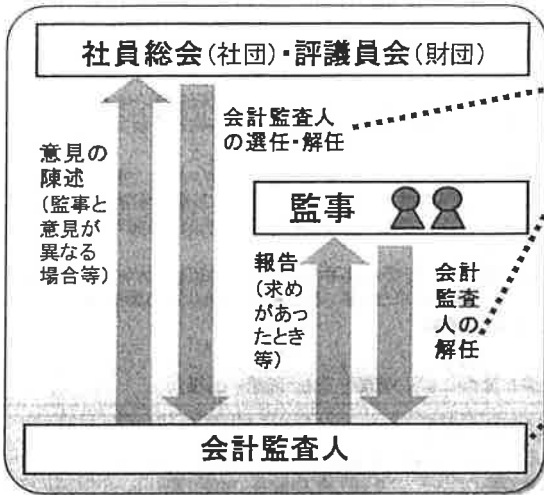
566

【監事の責任】(→損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ)

7

# 会計監査人

- 会計監査人(公認会計士又は監査法人)は、計算書類等の監査を行います。会計監査人が置かれる法人では、計算書類(及びその附属明細書)は、理事会の承認を受ける前に、監事と会計監査人による二重の監査を受けることになります。
- ※毎事業年度における①損益計算書上の収益が1000億円以上、②損益計算書上の費用・損失が1000億円以上、③貸借対照表上の負債が50億円以上ある公益法人においては、公益認定法の認定基準により、会計監査人が必置とされています。



- 【会計監査人の解任事由】
- 公益社団法人の場合:なし(社員総会の決議により解任可能)
  - 公益財団法人の場合:①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき(評議員会の決議により解任可能)
  - 上記のほか、公益社団法人・公益財団法人とも、上記①～③に該当する場合は、監事による解任も可能

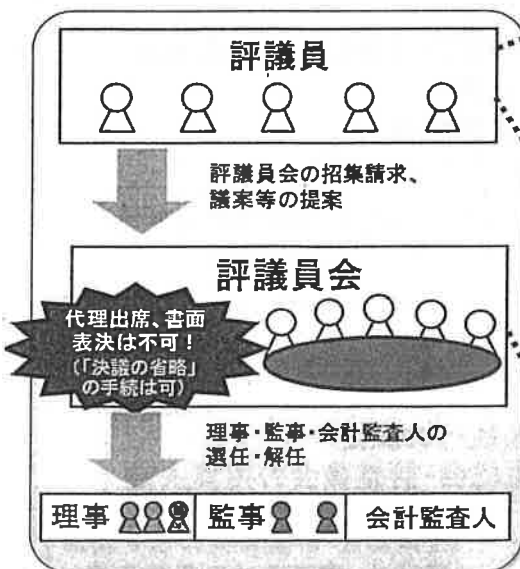
- 【会計監査人の権限(主なもの)】
- ・計算書類等の監査(107条1項、124条2項、197条、199条)
  - ・会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求(理事、使用人に対し)(107条2項、197条)
  - ・定時社員総会・定時評議員会における意見の陳述(計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合)(109条1項、197条)

- 【会計監査人の義務(主なもの)】
- ・善管注意義務(→理事と同じ)
  - ・監事への報告義務(理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき)(108条、197条)
  - ・定時社員総会・定時評議員会における意見の陳述(会計監査人の出席を求める決議があったとき)(109条2項、197条)

- 【会計監査人の責任】
- (→損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪(第337条)は適用あり。)

# 評議員・評議員会

- 評議員は、公益(一般)財団法人の最高議決機関である評議員会の構成員です。
- 評議員会は、法人の基本的な業務執行体制(理事・監事等の選任・解任)や業務運営の基本ルール(定款の変更)を決定するとともに、計算書類の承認等を通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担っています。理事や監事がその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている場合には、解任権限を適切に行行使することも評議員会の責務です。



- 【評議員の選任・解任】
- 定款で定める方法による。ただし、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効(153条1項8号、3項)

- 【評議員の権限】
- ・評議員会の招集請求(理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、裁判所の許可を得て自ら招集できる)(180条)
  - ・評議員提案権(評議員会の目的とする事項・議案の提案)(184条、185条)
  - ・理事・監事・評議員の解任の訴え(不正行為又は法令・定款違反にもかかわらず、解任決議が評議員会で否決されたときは、個々の評議員が提起可能)(284条)

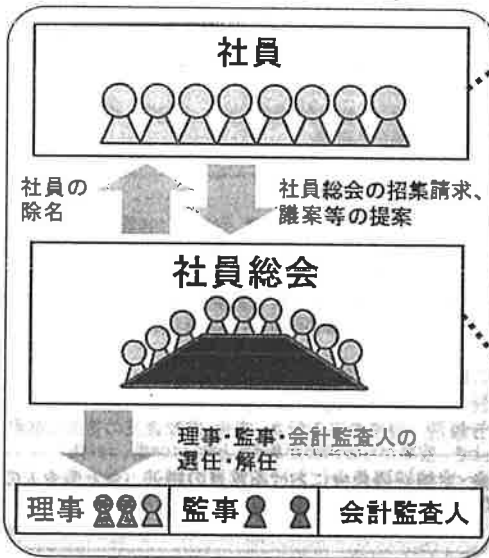
- 【評議員の義務】
- ・善管注意義務(→理事と同じ)(172条1項、民法644条)

- 【評議員の責任】(→損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ)

- 【評議員会の権限(主なもの)】
- ・理事、会計監査人の選任・解任、監事の選任(63条1項、176条、177条)
  - 監事の解任(176条1項) ○ 定款の変更(200条)
  - ・計算書類の承認(126条2項、199条)
  - 理事等の責任の一部免除(113条1項、198条)
  - 合併の承認(247条、251条1項、257条)
- ※本欄の「○」の事項は、特別決議(議決に加わることのできる評議員の2/3(又は定款で定めるこれを上回る割合)以上の多数)による必要がある(189条2項)

# 社員・社員総会

- 社員は、公益(一般)社団法人の基本的な構成要素です。最高議決機関である社員総会の構成員としての役割のほか、代表訴訟等を通じて理事・監事等の責任を追及することができます。
- 公益社団法人(※理事会必置)における社員総会は、法人の基本的な業務執行体制(理事・監事等の選任・解任)や業務運営の基本ルール(定款の変更)を決定するとともに、計算書類の承認などを通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているか監視する役割を担っています。理事や監事がその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている場合には、解任権限を適切に行使用することも社員総会の責務です。



## 【社員の権限(主なもの)】

- ・社員総会の招集請求 (総社員の議決権の1/10以上の議決権を有する社員により請求が可能。理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、裁判所の許可を得て自ら招集できる)(37条)
- ・社員提案権 (社員総会の目的とする事項・議案の提案)(43条、44条)
- ・理事・監事等の責任追及の訴えの提起 (法人に訴えの提起を請求し、60日以内に法人が訴えの提起をしない等の場合、個々の社員が提起可能(いわゆる「代表訴訟」))(278条)
- ・理事・監事の解任の訴え (不正行為又は法令・定款違反にもかかわらず、解任決議が社員総会で否決されたときは、総社員の1/10以上の議決権を有する社員により提起可能)(284条)

## 【社員の義務】

- ・経費の負担 (定款の定めにより、経費を支払う義務)(27条)

## 【社員総会の権限(主なもの)】

- ・理事、会計監査人の選任・解任、監事の選任(63条1項、70条1項)
- 監事の解任(70条1項)
- 定款の変更(146条)
- 理事等の責任の一部免除(113条1項)
- 合併の承認(247条、251条1項、257条)
- 社員の除名(30条1項)
- ・計算書類の承認(126条2項)

※本欄の「○」の事項は、特別決議(総社員の半数以上かつ総社員の議決権の2/3(又は定款で定めるこれを上回る割合)以上の多数)による必要がある(第49条第2項)

# 社員総会・評議員会、理事会の主な議決事項

## 社員総会・評議員会

社団は総社員半数 & 議決権2/3以上、財団は評議員2/3以上

### > 法定事項(主なもの)

社団は議決権過半数、財団は評議員過半数

普通決議	特別決議
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 理事、会計監査人の選解任</li> <li>○ 監事の選任</li> <li>○ 各年度決算に係る計算書類の承認</li> <li>○ 定款に定めがない場合の残余財産帰属先の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社員の除名(社団のみ)</li> <li>● 監事の解任</li> <li>● 理事等の損害賠償責任の一部免除</li> <li>● 定款の変更</li> <li>● 事業の全部譲渡</li> <li>● 解散(社団のみ)、合併</li> </ul>

> その他定款で定めた事項 ※事業報告の承認、事業計画・予算の承認、評議員の選解任など

## 理事会

### > 法定事項(主なもの)

- ◇ 各年度決算に係る計算書類・事業報告の承認
- ◇ 重要な財産の処分、多額の借財
- ◇ 代表理事、業務執行理事の選定・解職
- ◇ 業務執行の決定
- ◇ 社員総会・評議員会の招集決定

> その他定款で定めた事項 ※事業計画・予算の承認など

社員総会・評議員会の法定議決事項は、理事会への委任不可

## 機関設計の検討のポイント

機関設計 ⇨ 「ガバナンス」の基礎(法人法に基づく組織運営・業務の実施など)

### 1. 役員(理事・監事)、評議員について

⇨ 人選に当たっては、法人法等の定めに留意する必要

- ◆ 理事会・評議員会には、理事・監事・評議員「本人」が出席する必要。
- ◆ 監事・評議員はいずれも、理事・使用人との兼務不可。
- ◆ 公益法人を目指す場合、理事・監事の3分の1基準(認定法5条10,11号)に留意等

⇨ 一定の者については、公益認定申請に際し、改めて選任・選定行為が必要になることも

### 2. 定款について

➤ 「公益認定のための「定款」について」を参照

⇨ 機関設計等について、公益認定の基準に適合させた定款を作成する必要

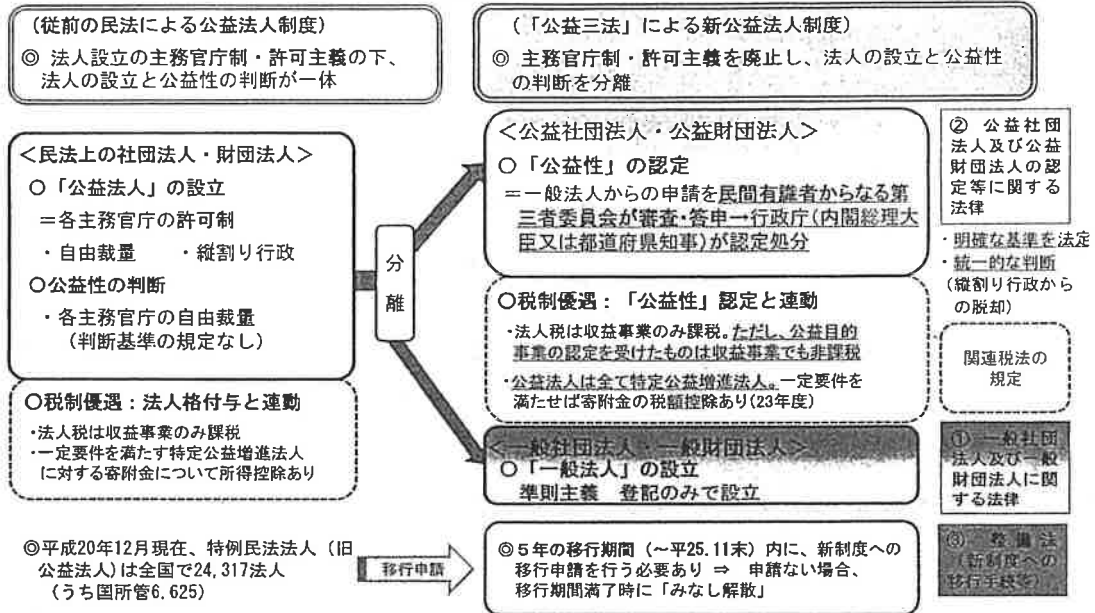
【参考:各機関の主な権限等】

- ◆ 理事(会)・・・業務執行は理事会で決定(ex予算の決定、決算の承認)。代表理事の選定等。
  - ◆ 監事・・・・・・理事の職務執行監査。不正行為は社員総会・評議員会に報告
  - ◆ 評議員(会)・・・理事・監事等の選解任。決算の承認 など
- ※理事・監事・評議員は、任務を怠って法人に損害を与えた場合、賠償責任を負う。



## 「公益三法」による新公益法人制度

～「民による公益の増進」を目指す～ 明治31年の民法施行以来110年ぶりの大改革  
 ・平成18年5月26日 公益法人制度改革関連三法案の可決・成立  
 ・平成20年12月1日 新制度の施行



## 現在の公益法人数及び移行一般法人数

公益法人数

	社 団	財 団	合 計
内閣府	805 (うち新規111)	1,662 (うち新規230)	2,467 (うち新規341)
都道府県	3,356 (うち新規131)	3,707 (うち新規159)	7,063 (うち新規290)
合計	4,161 (うち新規242)	5,369 (うち新規389)	9,530 (うち新規631)

移行一般法人(※)数

	社 団	財 団	合 計
内閣府	635	852	1,487
都道府県	4,058	2,932	6,990
合計	4,693	3,784	8,477

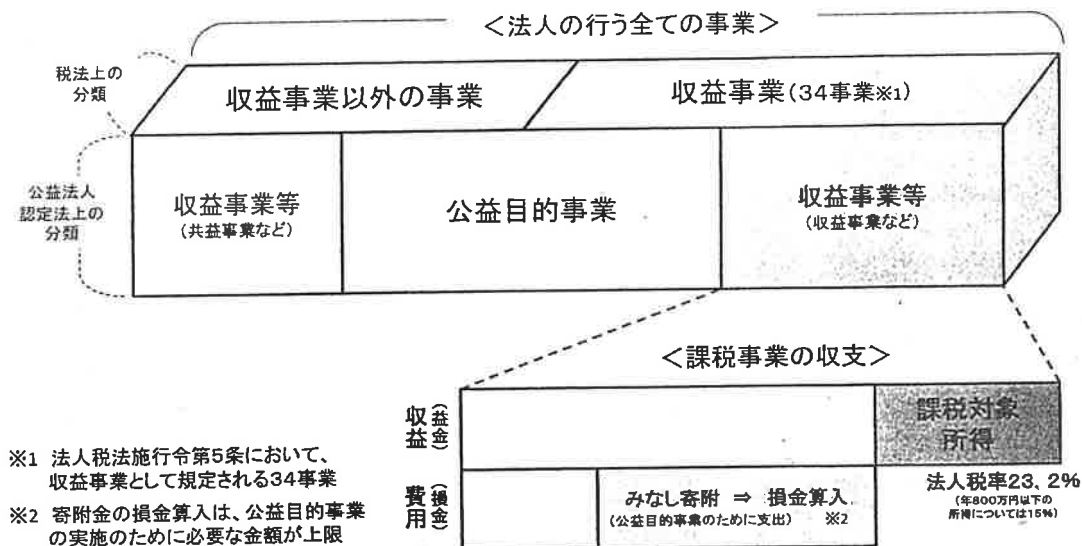
※公益目的支出計画を実施している法人

※平成30年3月末時点



## 公益法人の法人税制

- ・公益法人は収益事業課税(ただし収益事業であっても公益目的事業なら非課税)
- ・収益事業から公益目的事業に支出した金額は、「みなし寄附」とされ損金算入



## 公益法人・一般法人の主な課税取扱い

	公益社団法人 公益財団法人	非営利型の 一般社団法人 一般財団法人(注1)	一般社団法人 一般財団法人
(法人税)			
課税対象	収益事業から生じた所得にのみ課税 ただし、公益認定法上の公益目的事業に該当するものは非課税	収益事業(※)から生じた所得にのみ課税 ※公益目的支出計画に定められた事業であっても、税法上の収益事業の類型に合致する場合には課税	全ての所得に対して課税
みなし寄付金(注2) ※損金算入限度額	あり ※次のいずれか多い金額 ①所得金額の50パーセント ②年200万円	なし	なし
法人税率 (所得年800万円までの税率)	23.2% (15%)	23.2% (15%)	23.2% (15%)
(所得税等)			
寄附者に対する優遇	あり	—	—

注1) 非営利型の一般社団法人・一般財団法人: ①非営利性が徹底された法人、②共益的活動を目的とする法人  
 注2) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業(公益社団法人及び公益財団法人にあつては「公益目的事業」)のために支出した金額について寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入



# 財務に関する公益認定の基準 について(基礎編)

---



内閣府

## 目次

【財務に関する公益認定の基準について(基礎編)】	
1. 財務三基準の概要	..... 3
2. 財務諸表と別表、財務三基準の関係	..... 6
3. 損益計算書内訳表の作成	..... 7
4. 収支相償について	..... 11
5. 公益目的事業比率について	..... 14
6. 遊休財産額保有制度について	..... 15

## 1. 財務三基準の概要

### ① 収支相償について

条文

公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること(認定法第5条6号)  
(以下、「収支相償」)

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない(認定法第14条)

#### ポイント

- ▶ 公益目的事業は、不特定多数の者の利益の増進に寄与すべきものであるから、これに充てるべき財源を最大限に活用して無対価又は低廉な対価を設定し、受益の範囲を可能な限り拡大することが求められているが、その確保を目的とする。
- ▶ 「公益法人は、単年度で黒字を出してはならない」ということではなくて、この条項で求められているのは、中・長期的に見て、公益目的事業に係る収入が、すべて公益目的事業に使われることである(FAQ問V-2-③)。

⇒ 単年度の収益－費用が「黒字」となる場合の対応

- ◆ 「黒字」を計画的に積立てて、使用する仕組み(特定費用準備資金・資産取得資金)
- ◆ 使途が指定された寄附金等について、会計上、特別に取扱う仕組み(指定正味財産)
- ◆ 定期提出書類に「今後の剰余金の扱い」の記載欄

3

## 1. 財務三基準の概要

### ② 公益目的事業比率について

条文

公益目的事業比率が50%以上となると見込まれること(認定法第5条8号)

公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率が50%以上となるように公益目的事業を行わなければならない。(認定法第15条)

#### ポイント

- ▶ 公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、「公益法人」の名の下、国民からの寄附等を受けつつ事業活動を行うものであることから、公益法人が行うすべての活動の規模に占める公益目的事業の規模の割合が、少なくともその半分を占めていることが必要

#### 【具体的算定方法】

- ◆ 正味財産増減計算書内訳表における、公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計の経常費用を基礎として算定
  - ⇒ 役員報酬を含む人件費、事務所費用等の共通経費については、適正な基準により配賦
  - ⇒ 会計基準の運用指針12.(2)の取扱要領において、事業費は「事業の目的のために要する費用」、管理費は「各種の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用」と記載。
- ◆ 上記の費用について、ア:特定費用準備資金、イ:土地・融資・ボランティアのみなし費用で調整

# 1. 財務三基準の概要

## ③ 遊休財産額保有制度について

### 条文

遊休財産額が1年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること(認定法第5条6号9号、同第16条)

### ポイント

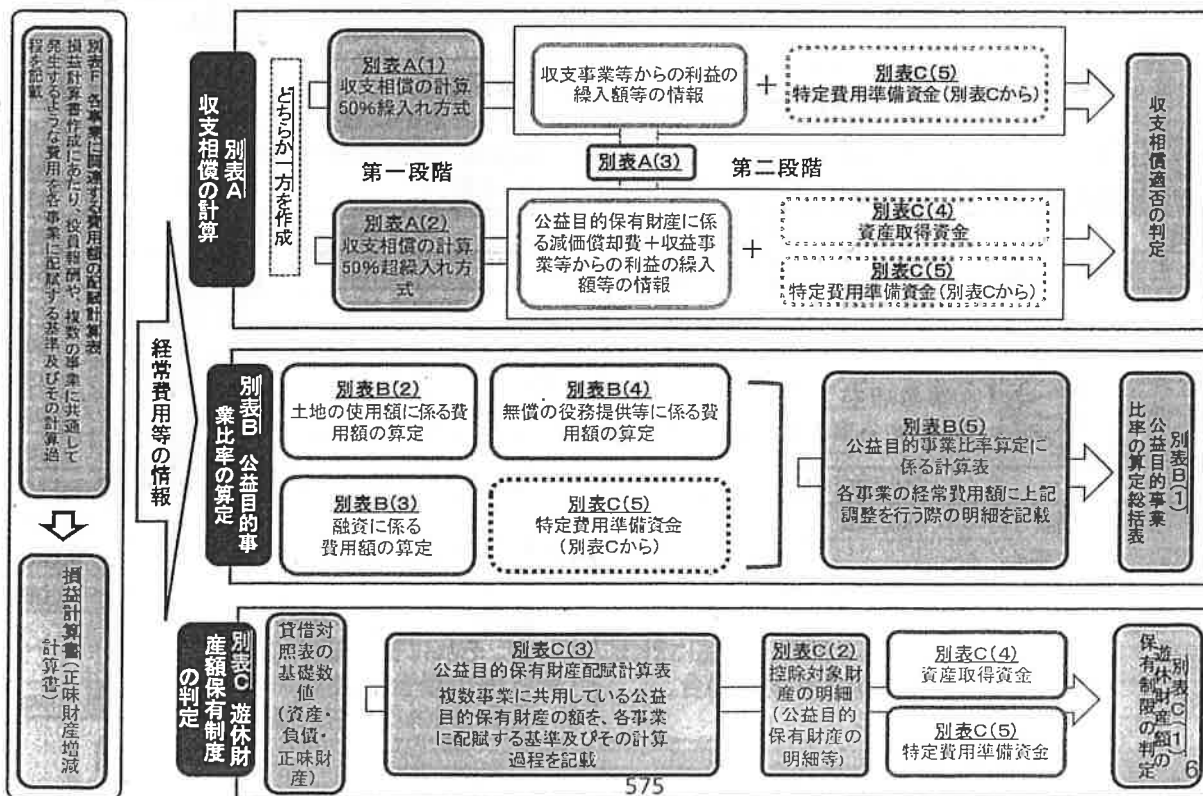
- 寄附等により取得・形成された財産は、速やかに公益目的事業の拡充等に使用されるべきであり、公益目的事業の実施とは何ら無関係に法人内部に過大に蓄積することは適当ではないことから、設けられた規定。
  - ※ 法人が、社会経済情勢の変化等に迅速に対応しつつ、適切に公益目的事業を実施していくためには、ある程度、自由に使用することができる資金を保有しておくことも必要であり、認定法の定義上、基準の範囲で「遊休財産」とされる資金を保有すること自体は何ら問題ではない。
- 遊休財産額とは、「公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるもの」(認定法第16条2項)を言い、

資産－負債－(控除対象財産－対応する負債)として算定される。

※ 対応する負債を控除するのは、借入金(負債)で資産を取得している場合に、「負債」及び控除対象財産の二重に減算されることを防ぐため。

# 2. 財務諸表と別表、財務三基準の関係

- 財務諸表と定期提出書類の別表A～Cと財務三基準との関係と計算の流れは以下のとおりである。
- の資料は必ず作成しなければならない。その他の資料は必要に応じて作成する。



### 3. 損益計算書内訳表の作成

● ①損益計算ベース(費用ベース)かつ②事業別に区分経理

	公1	公2	公共通	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
...				
...				
経常収益計	○○	△△	◇◇	○○
(2) 経常費用				
事業費				
...				
...				
管理費				
...				
経常費用計	●●	▲▲	◆◆	●●
2. 経常外増減の部				
...				

②事業ごとに収益、費用を計上

収益について

>どの事業、どの目的に対応するものかに従って、公1、公2...と計上

- ☞①基本財産・特定資産の運用益
- ②会費、賛助会費
- ③寄附金、協賛金 ④事業収益

費用について

>事業費※1:公1、公2...の各事業に計上  
>管理費※2:法人会計に計上

- ※1:当該事業の目的のために要する費用
- ※2:事業を管理するために経常的に要する費用

>各事業に共通して発生する経費  
:適正な基準で公1、公2...と配賦可能

- ☞事務所の賃借料:使用割合(面積比)
- ☞理事の報酬:当該理事の従事割合など 7

①損益計算ベース特有の会計処理

<費用計上すべき科目の例>

- \*退職給付費用
- \*固定資産減価償却費

<費用計上できない科目の例>

- \*固定資産取得支出
- \*貸付や借入金返済に伴う支出

### 3. 損益計算書内訳表の作成

● 経常収益の部

科目	公益目的事業会計				収益事業等会計					法人会計	合計
	公1	公2	共通	小計	収1	収2	他1	共通	小計		
基本財産運用益			22,940	22,940						1,260	24,200
基本財産受取利息			2,940	2,940						1,260	4,200
基本財産受取配当金			20,000	20,000							20,000
特定資産運用益	450			450							450
特定資産受取利息	450			450							450
受取会費			3,750	3,750			3,750		3,750		7,500
賛助会員受取会費			3,750	3,750			3,750		3,750		7,500
事業収益		500		500	1,150	3,700	2,200		7,050		7,550
講演会事業収益		500		500							500
販売事業収益					1,150				1,150		1,150
会議室使用料						3,700			3,700		3,700
例会事業収益							2,200		2,200		2,200
受取寄附金	16,125	12,000	20,000	48,125						80,000	68,125
受取寄附金振替額	16,125			16,125							0
受取寄附金			20,000	20,000						80,000	40,000
地域文化大賞協賛金		12,000		12,000							12,000
雑収益											2
受取利息											2
経常収益計										60	107,827

【①運用益】  
☞目的の定めに従って元本を区分し、運用益(利息・配当金)を計上

【④事業収益】  
☞対応する事業に直接計上

【②会費、賛助会費】  
☞財団の賛助会費は、寄附金に該当  
☞徴収時の用途の定めがある場合、それに従い配賦・計上  
☞社団の場合は、用途の定めなき会費の50%は公益に配賦・計上

【③寄附金・協賛金】☞原則、公益に計上。  
☞受入時の用途の定めがある場合、それに従い配賦・計上

寄付金、事業収益:公益目的事業のみを実施する場合、合理的範囲で法人会計に配賦可能

### 3. 損益計算書内訳表の作成

#### ● 経常費用の部・事業費

科目	公益目的事業会計				収益事業等会計					法人会計	合計
	公1	公2	共通	小計	収1	収2	他1	共通	小計		
事業費	60,569	10,500	2,229	73,298	1,230	1,104	5,767		8,101		81,399
※ 役員報酬	2,304	576		2,880			288		288		3,168
※ 給料手当	22,000										30,800
※ 退職給付費用	495										648
※ 福利厚生費											252
旅費交通費	700										1,400
印刷製本費	500										1,500
※ 通信運搬費	450										657
※ 減価償却費	95										133
※ 消耗什器備品費	350										511
※ 消耗品費			420	420			70	70		70	560
※ 賃借料	300	300	1,620	220	360	540			900		3,120
諸謝金	760	200		960			120		120		1,080
支払助成金	30,000	2,500		32,500							32,500
委託費											1,100
選考費用											2,170
例会開催費									1,800		1,800

**< 事業費の計上例: 賃借料 >**

① 事務所(200㎡)を年3,600で賃借  
 > 例えば、賃借料を以下のように使用割合(面積比)で配賦

90㎡	20㎡ 収1	公共通 : 45% (1,620)
公益	30㎡ 収2	
全体	60㎡ 管理	

収1 : 10% (360)  
 収2 : 15% (540)  
 法人会計 : 30% (1,080)

② 上記の他、以下が公1、公2に直接計上  
 > 公1事業のためホテル借受(選考会場) : 300  
 > 公2事業のためホテル借受(表彰会場) : 300

ここではなく、管理費に記載

「※」は各事業に配賦して計上している科目(☞次頁参照)

9

### 3. 損益計算書内訳表の作成

#### ● 経常費用の部・管理費

科目	公益目的事業会計				収益事業等会計					法人会計	合計	
	公1	公2	共通	小計	収1	収2	他1	共通	小計			
管理費											21,606	21,606
※ 役員報酬											4,032	4,032
※ 給料手当											9,200	9,200
※ 退職給付費用											252	252
※ 福利厚生費											63	63
会議費											3,000	3,000
旅費交通費											1,000	1,000
印刷製本費											100	100
※ 通信運搬費											243	243
※ 減価償却費											57	57
※ 消耗什器備品費											189	189
※ 消耗品費											140	140
※ 賃借料											1,080	1,080
委託費											120	120
雑費											2,130	2,130
経常費用計	60,569	10,500	2,229	73,298	1,230	1,104	5,767	0	8,101	21,606	103,005	
...												
当期経常増減額	△ 43,994	2,000	44,463	2,469	△ 80	2,596	183	0	2,699	△ 346	4,822	

**費用の配賦について**

> 各事業に共通して発生する経費は、適正な基準で配賦可能  
 ☞ 以下の配賦基準を参考に  
 (公益認定等ガイドライン I-7-(1)-②)

配賦基準	適用される費用科目
建物面積比	地代、家賃、建物減価償却費、建物保険料等
職員数比	福利厚生費、事務用消耗品費等
従事割合	給料、賞与、賃金、退職金、理事報酬等
使用割合	備品減価償却費、コンピューターリース代等

※上記の他、経常外増減の部、指定正味財産増減の部も記載

577

10



## 4. 収支相償について

● 収支相償 > 経常収益と経常費用を比較 ⇨ 第一段階(事業単位)と第二段階(全体)で判断(50%繰入の場合の例) ⇨ 別表Aに記載

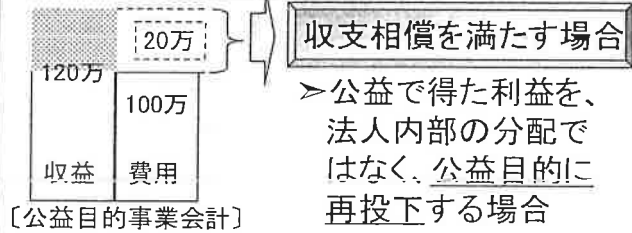
科目	公益目的事業会計			収等共通
	公1	共通	小計	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
経常収益計	○○	◇◇	□□	
(2) 経常費用				
事業費				
管理費				
経常費用計	●●	◆◆	■	
2. 経常外増減の部				
他会計振替額		▽▽		▽▽

第一段階: [○○]と[●●]を比較

第二段階: [□□]+[▽▽(\*)]と [■]を比較

(\*) 収益事業等からの利益の繰入額  
⇨ 収益事業、その他の事業で黒字がある場合は、その50%以上を公益に繰入

### プラスの場合について



### 【第一段階・第二段階共通】

◎ 特定費用準備資金(\*)の積立  
ex. 将来の公益目的事業の拡大

### 【第二段階のみ】

- ◆ 資産の取得・改良の資金(\*)の積立  
ex. 公益目的に使用する建物の修繕積立金
- ◆ 当期の公益目的保有財産(\*)の取得  
ex. 公益目的に使用する什器備品の購入
- ◆ 個別事情に応じた判断(解消計画の1年の延長等)

(\*): 別表C(2)等に記載、反映

11

## 4. 収支相償について

● 第二段階での収支相償の計算

① 50%繰入れの場合(別表A(1))

第一段階の収支相償を満たした各公益目的事業に直接関連する費用と収益に加え、公益目的事業の会計に属するその他の費用と収益で各事業に直接関連付けられない費用と収益、公益目的事業に係る特定費用準備資金への積立て額と取崩し額、更に収益事業等を行っている法人については、収益事業等から生じた利益の50%を加算して収支を比較する。

収支相償対照表  
(収益事業等からの利益の繰入れが50%の場合)

費用	収入
公益目的事業に係る経常費用	公益目的事業に係る経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益に係るその他の経常収益
公益目的事業に係る特定費用準備資金積立て額	公益目的事業に係る特定費用準備資金取崩し額
	収益事業等の利益を公益に繰入れた額(利益の50%)

収入超過の場合には公益目的保有財産の取得支出や公益資産取得資金への繰入れ、翌事業年度の事業拡大等による同程度程度の損失とする等解消するための扱いを説明

◆ 公益目的事業に係る特定費用準備資金積立て額・取崩し額には制限はない。

◆ 収支相償の計算は損益計算ベースによる。

◆ 剰余金が生じる場合には、公益目的事業のための資産の取得や翌年度の事業費に充てる等、公益のために使用することで解消理由を説明する。

◆ 前年度に剰余金相当額を翌事業年度の事業拡大を行うこととした場合には収入に加算する。



## 4. 収支相償について

### ● 第二段階での収支相償の計算

#### ② 50%超繰入れの場合(別表A(2))

公益目的事業のために法人において収益事業等の利益額の50%を超えて繰入れの必要があると判断する場合には、公益目的事業に関するすべての資金の出入りとその見通しを足し合わせて収支を比較する。具体的には、まず、当期の公益目的保有財産に係る取得支出とその売却収入、及び将来の公益目的保有財産の取得又は改良に充てるための資産取得資金(認定法施行規則 § 22Ⅲ③)への積立て額と取崩し額を公益目的事業が属する会計の費用、収益にそれぞれ加える。その際、公益目的事業費に含まれる公益目的保有財産に係る減価償却費は、財産の取得支出や資産取得資金の積立て額と機能が重複することから、控除する。

次に、特定費用準備資金への積立て額と取崩し額を加える。ただし、この資産取得資金と特定費用準備資金は将来の事業のための資金であるから、計画性をもって積立てと取崩しを行ってもらうため、収支相償の計算上は、今後積み立てなければならない見込み金額を積み立てる年数で除した額を限度として、積立て額を算入する。

収支相償対照表  
(収益事業等からの利益の繰入れが50%超の場合)

費用	収入
公益目的事業に係る 経常費用  (減価償却費を除く)	公益目的事業に係る 経常収益
	公益に係るその他の経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益目的保有財産の売却収入 (簿価+売却損益)
公益目的保有財産の取得支出	公益目的事業に係る 特定費用準備資金取崩し額 (過去に費用として算入した額の合計額)
公益目的事業に係る 特定費用準備資金積立て額 (所要資金額-前期未資金残高) / 積立期間残存年数 を限度)	公益資産取得資金取崩し額 (過去に費用として算入した額の合計額)
公益資産取得資金積立て額 (所要資金額-前期未資金残高) / 積立期間残存年数 を限度)	収益事業等の利益を公益に繰入れた額 (利益の100%を上限)

◆公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金の積立て額・取崩し額には、制限がある。

◆収支相償の計算は、すべての資金の出入りを足し合わせるため資金ベースによる。

◆50%超繰入れの場合には、剰余金が生じることはない。

13

## 5. 公益目的事業比率について

### ● 公益目的事業比率 > 経常費用中の[公益] / [全体]の比率で判断 ⇨ 別表Bに記載

科目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	合計
	...	小計	...	小計		
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
(2) 経常費用						
事業費						
管理費						
経常費用計		●●	▲▲	■	◆◆	
2. 経常外増減の部						

公益目的事業比率 ⇨ 50%以上

=  $\frac{[\text{公益目的事業の費用}]}{[\text{経常費用の合計}]}$

=  $\frac{[\bullet\bullet]}{[\blacklozenge\blacklozenge]}$  (調整額あり

⇨ 右図参照)

### 50%を下回る場合について(対応)

➤ 公益目的事業比率は、法人の活動を費用で換算するもの

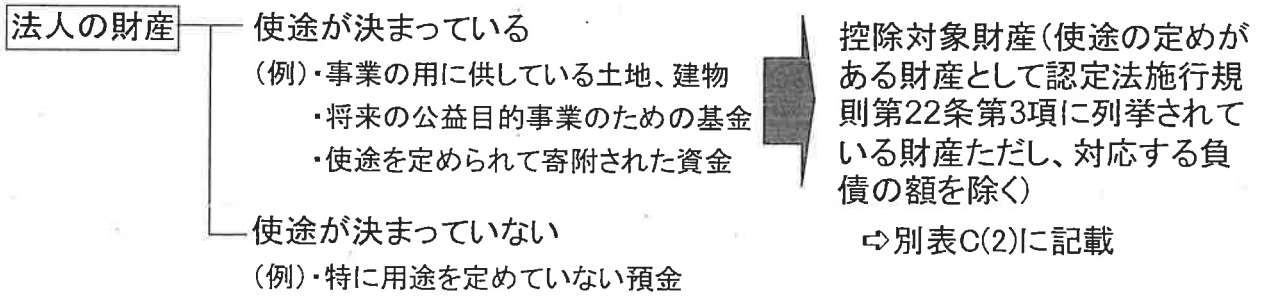
必要に応じ、以下の「みなし費用」(\*)を、調整額として、分子・分母に算入可能  
(\*)：費用として計上されないが、公益を発信していると見ることが可能なもの

- ① 土地の使用に係る費用額  
⇨ 自己所有地の賃料相当額を費用擬制
- ② 融資に係る費用額  
⇨ 無利子・低利融資を行う場合、市場金利との差額を費用擬制
- ③ 無償の役務提供に係る費用額  
⇨ ボランティアの人件費を費用擬制
- ④ 特定費用準備資金への積立額

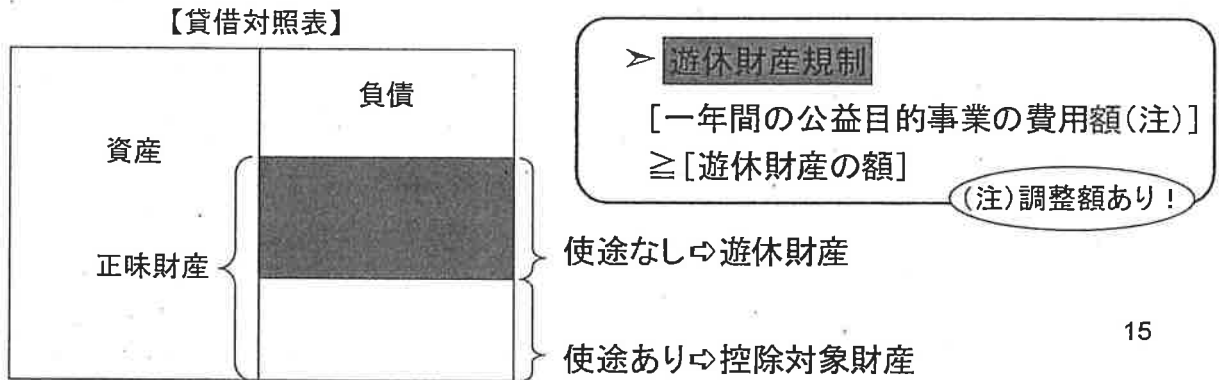
※：①②③は、それぞれ別表B(2)(3)(4)に記載  
※：④は、収支相償の剰余金の説明にも可

## 6. 遊休財産額保有制度について

### ● 法人の財産を、用途に応じて分類

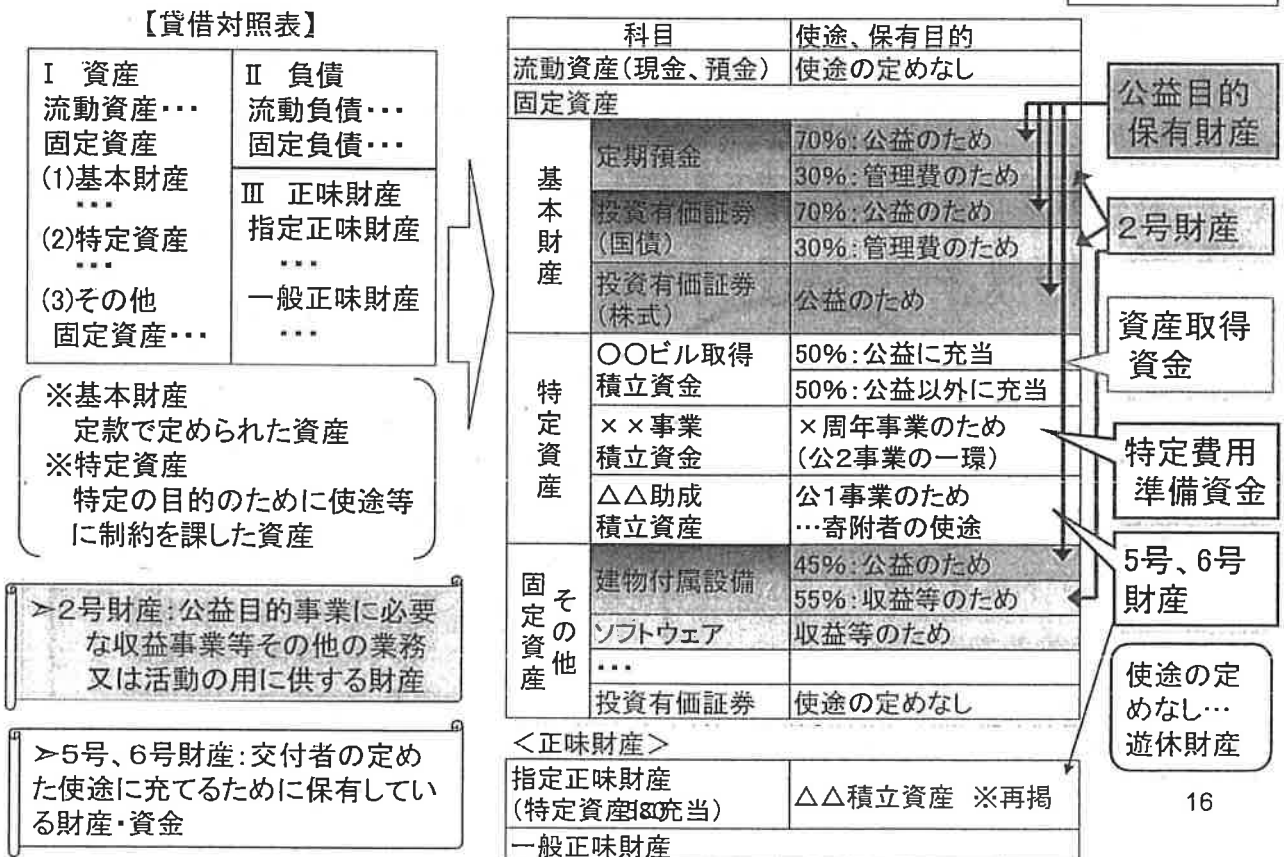


### ● 遊休財産額は、[資産]－[負債]－[控除対象財産]を基礎として判定 ⇨別表C(1)



## 6. 遊休財産額保有制度について

### ● 貸借対照表、財産目録に基づき、用途の決まっている財産を洗い出し⇨控除対象財産



## 6. 遊休財産額保有制度について

- 貸借対照表、財産目録から洗い出した控除対象財産を、別表C(2)に記入

### 1. 公益目的保有財産(公益目的事業の用に供するため保有している財産)

番号	財産の名称	事業番号	財産の使用状況	帳簿価額		共用財産 共用割合
				期首	期末	
1	基本財産 定期預金	公1.2	運用益を公益目的事業の財 源として使用している	140,000	140,000	2-1 70%
2	基本財産 投資有価証券(国債)	公1.2	運用益を公益目的事業の財 源として使用している	280,000	280,000	2-2 70%
3	基本財産 投資有価証券(株式)	公1.2	運用益を公益目的事業の財 源として使用している	1,000,000	1,000,000	
4	その他固定資産 建物付属設備	公1.2	公益目的事業の用に供して いる	594	540	2-3 45%

### 2. 公益目的事業に必要な収益事業その他の業務又は活動の用に供する財産

1	基本財産 定期預金	管	運用益を管理費の財源とし て使用している	60,000	60,000	1-1 30%
2	基本財産 投資有価証券(国債)	管	運用益を管理費の財源とし て使用している	120,000	120,000	1-2 30%
3	その他固定資産 建物付属設備	管 収1,2	管理運営及び収益事業の用 に供している	726	660	1-4 55%
4	その他固定資産 ソフトウェア	管	管理運営の用に供している	50	41	

☞ 1と2で共用している財産：別表C(3)に詳細を記入

17

## 6. 遊休財産額保有制度について

- 貸借対照表、財産目録から洗い出した控除対象財産を、別表C(2)に記入

### 3. 資産取得資金 ☞詳細を別表C(4)に記入

(公益のみ)

番号	財産の名称	事業番号	財産の使用状況	帳簿価額		共用財産 共用割合
				期首	期末	
1	〇〇ビル(仮称)取得 積立資金	公1.2	〇〇ビルを区分所有するた めの資金	63,000	66,000	50%

(公益以外)

1	〇〇ビル(仮称)取得 積立資金	収1,2、 他1、管	〇〇ビルを区分所有するた めの資金	63,000	66,000	50%
---	--------------------	---------------	----------------------	--------	--------	-----

### 4. 特定費用準備資金 ☞詳細を別表C(5)に記入

1	××事業積立資金	公2	第2回××記念式典の開催	0	2,000	
---	----------	----	--------------	---	-------	--

### 5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産(1から4に記載した財産は除く)

1	△△積立資産	公1	運用益を△△事業に充ててい る株式	15,000	15,000	
---	--------	----	----------------------	--------	--------	--

### 6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金(1から4に記載した財産は除く)

1	△△積立資産	公1	△△事業に充てるための資金	100,000	50,000	
---	--------	----	---------------	---------	--------	--



# 公益信託ニ関スル法律

大正11年法律第62号

最終改正：平成18年12月15日法律第109号

**第1条** 信託法（平成18年法律第108号）第258条第1項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニシテ次条ノ許可ヲ受ケタルモノ（以下公益信託ト謂フ）ニ付テハ本法ノ定ムル所ニ依ル

**第2条** 信託法第258条第1項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニ付テハ受託者ニ於テ主務官庁ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効カヲ生ゼズ

2 公益信託ノ存続期間ニ付テハ信託法第259条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

**第3条** 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

**第4条** 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

2 公益信託ノ受託者ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ信託事務及財産ノ状況ヲ公告スルコトヲ要ス

**第5条** 公益信託ニ付信託行為ノ当時予見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ヲ生シタルトキハ主務官庁ハ信託ノ本旨ニ反セサル限り信託ノ変更ヲ命ズルコトヲ得

2 公益信託ニ付テハ信託法第150条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

**第6条** 公益信託ニ付信託ノ変更（前条ノ規定ニ依ルモノヲ除ク）又ハ信託ノ併合若ハ信託ノ分割ヲ為スニハ主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

**第7条** 公益信託ノ受託者ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り主務官庁ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得

**第8条** 公益信託ニ付テハ信託法第258条第1項ニ規定スル受益者ノ定ナキ信託ニ関スル同法ニ規定スル裁判所ノ権限（次ニ掲グル裁判ニ関スルモノヲ除ク）ハ主務官庁ニ属ス但シ同法第58条第4項（同法第70条（同法第74条第6項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第128条第2項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第62条第4項（同法第129条第1項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第63条第1項、第74条第2項及第123条第4項ニ規定スル権限ニ付テハ職権ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

一 信託法第150条第1項ノ規定ニ依ル信託ノ変更ヲ命ズル裁判

二 信託法第166条第1項ノ規定ニ依ル信託ノ終了ヲ命ズル裁判、同法第169条第1項ノ規定ニ依ル保全処分ヲ命ズル裁判及同法第173条第1項ノ規定ニ依ル新受託者ノ選任ノ裁判

三 信託法第180条第1項ノ規定ニ依ル鑑定人ノ選任ノ裁判

四 信託法第223条ノ規定ニ依ル書類ノ提出ヲ命ズル裁判

五 信託法第230条第2項ノ規定ニ依ル弁済ノ許可ノ裁判

**第9条** 公益信託ノ終了ノ場合ニ於テ帰属権利者ノ指定ニ関スル定ナキトキ又ハ帰属権利者ガ其ノ権利ヲ放棄シタルトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨ニ従ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続セシムルコトヲ得

**第10条** 本法ニ規定スル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ国ニ所属スル行政庁ニ委任スルコトヲ得

**第11条** 本法ニ規定スル主務官庁ノ権限ニ属スル事務ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県ノ知事其ノ他ノ執行機関ニ於テ其ノ全部又ハ一部ヲ処理スルコトトスルコトヲ得

2 前項ノ場合ニ於テハ主務官庁ハ都道府県ノ執行機関ガ其ノ事務ヲ処理スルニ当リテ依ルベキ基準ヲ定ムルコトヲ得

3 主務官庁ガ前項ノ基準ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スルコトヲ要ス

**第12条** 公益信託ノ受託者、信託財産管理者、民事保全法（平成元年法律第91号）第56条ニ規定スル仮処分命令ニ依リ選任セラレタル受託者ノ職務ヲ代行スル者、信託財産法人管理人、信託管理人又ハ検査役ハ次ニ掲グル場合ニ於テハ100万円以下ノ過料ニ処ス

- 一 第4条第2項ノ規定ニ依ル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為シタルトキ
- 二 第6条又ハ第7条ノ規定ニ違反シタルトキ
- 三 本法ノ規定ニ依ル主務官庁ノ命令又ハ処分ニ違反シタルトキ

## 附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

## 附 則（昭和22年12月22日法律第223号）

**第29条** この法律は、昭和23年1月1日から、これを施行する。

**第30条** 昭和22年法律第74号（日本国憲法ノ施行ニ伴フ民法ノ応急的措置ニ関スル法律）施行前に妻ガ夫ノ許可を受けないでシタル信託ノ引受ハこれを取り消すことができない。

## 附 則（昭和54年3月30日法律第5号）

（施行期日）

1 この法律は、民事執行法（昭和54年法律第4号）ノ施行ノ日（昭和55年10月1日）から施行する。

（経過措置）

2 この法律ノ施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権ノ実行及び破産ノ事件については、なお従前ノ例による。

3 前項ノ事件ニ関シ執行官ガ受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用ノ額については、同項ノ規定ニかわらず、最高裁判所規則ノ定めるところによる。

## 附 則（平成元年12月22日法律第91号）

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 附 則 (平成3年5月21日法律第79号)

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第6条から第21条まで、第25条及び第34条並びに附則第8条から第13条までの規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

**第6条** この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

## 附 則 (平成11年7月16日法律第87号)

(施行期日)

**第1条** この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中地方自治法第250条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第250条の9第1項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

(国等の事務)

**第159条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第160条** この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

**第161条** 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

**第162条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第164条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

**第250条** 新地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、~~新~~地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法



に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第251条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 附 則（平成11年12月8日法律第151号）

（施行期日）

**第1条** この法律は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

**第3条** 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

### 附 則（平成13年11月28日法律第129号）

（施行期日）

1 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則（平成16年6月2日法律第76号）

（施行期日）

**第1条** この法律は、破産法（平成16年法律第75号。次条第8項並びに附則第3条第8項、第5条第8項、第16項及び第21項、第8条第3項並びに第13条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

**第14条** 附則第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### 附 則（平成16年6月9日法律第88号）

（施行期日）

**第1条** この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中社債等の振替に関する法律第48条の表第33条の項を削る改正規定、同表第89条第2項の項の次に第90条第1項の項を加える改正規定、同法第115条、第118条、第121条及び第123条の改正規定、第128条の改正規定（同条を第299条とする部分を除く。）、同法第6章の次に七章を加える改正規定（第158条第2項（第2号から第4号までを除く。）、第3項及び第4項、第252条第1項（同項において準用する第158条第2項（第2号から第4号までを除く。）、第3項及び第4項に係る部分に限る。）、第253条、第261条第1項（同項において準用する第158条第2項（第2号から第4号までを除く。）、第3項及び第4項に係る部分に限る。）、第262条、第268条第1項（同項において準用する第158条第2項（第2号から第4号ま

でを除く。)、第3項及び第4項に係る部分に限る。)並びに第269条に係る部分に限る。)並びに同法附則第19条の表の改正規定(「第111条第1項」を「第111条」に改める部分に限る。)、同法附則第33条の改正規定(「同法第2条第2項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項」に改める部分に限る。)、第2条の規定、第3条の規定(投資信託及び投資法人に関する法律第9条第3項の改正規定を除く。)、第4条から第7条までの規定、附則第3条から第29条まで、第34条(第1項を除く。)、第36条から第43条まで、第47条、第50条及び第51条の規定、附則第59条中協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年法律第183号)第4条の4第1項第3号の改正規定、附則第70条、第85条、第86条、第95条及び第109条の規定、附則第112条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号)第126条の改正規定、附則第120条から第122条までの規定、附則第123条中産業活力再生特別措置法(平成11年法律第131号)第12条の8第3項及び第12条の11第7項の改正規定、附則第125条の規定並びに附則第129条中会社更生法(平成14年法律第154号)第205条第4項及び第214条の改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第136条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則 (平成16年12月10日法律第165号)

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第4条及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成18年12月15日法律第109号)

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第3条、第6条第1項、第11条第2項及び第3項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項並びに第56条第2項の規定 公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日

## 公益信託の引受け許可審査基準等について (平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議決定)

公益信託の引受け許可審査の基準は、少なくとも次の各項の趣旨に添うものとする。なお、信託行為の変更についても、次の各項の趣旨に反することとなるような場合は、これを認可しない。

### 1 目的

公益信託は、公益の実現すなわち、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならない。従って、次のようなものは、引受けを許可しない。

- ア 委託者と特定の関連を有する者又は同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの。
- イ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの。
- ウ 特定個人の精神的又は経済的支援を目的とするもの。

### 2 授益行為

公益信託の授益行為は、次の事項のすべてに適合していなければならない。

- ア 当該公益信託の目的に照らし、適切な内容のものであること。
- イ 授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄附金等の支給若しくは物品の配布のような資金又は物品の給付であること。
- ウ 授益行為が信託行為上具体的に明確にされていること。
- エ 営利事業として行うことが適当と認められる性格及び内容のものでないこと。

### 3 名称

公益信託の名称は、その目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならない。従って、次のような名称は適当でない。

- ア 国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称
- イ 既存の法人又は公益信託と誤認させるおそれのある名称
- ウ 当該公益信託の授益行為の範囲とかけはなれた名称

#### 4 信託財産

公益信託は、その目的を達成するため、授益行為を継続するのに必要な確固とした財産的基礎を有していなければならない。従って、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

ア 引受け当初の信託財産の運用によって生ずる収入により、その目的の達成に必要な授益行為が遂行できる見込みであること。ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあつては、信託財産により、その目的の達成に必要な授益行為が存続期間を通して遂行できる見込みであること。

イ 価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、上記「ア」の財産の中の相当部分を占めていないこと。

#### 5 信託報酬

公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること。

#### 6 機関

- (1) 公益信託は、その適正な運営を確保するため、信託管理人を置き、及び運営委員会等を設置していなければならない。
- (2) 公益信託の受託者、信託管理人及び運営委員会等の機関は、当該公益信託の健全かつ継続的な運営を可能とするようなものでなければならない。従って、各機関については、その事務の内容が信託行為上明確にされているとともに、少なくとも次の事項に適合していなければならない

##### ア 受託者

受託者は、適切な管理運営をなし得る能力を有するもので、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富であること。

##### イ 信託管理人

- ① 信託管理人は、当該公益信託の目的に照らして、これにふさわしい学識、経験及び信用を有するものであること。
- ② 信託管理人は、委託者又は受託者と親族、使用人等特別の関係を有する者でないこと。
- ③ 信託管理人は、原則として、個人であること。

##### ウ 運営委員会等

- ① 運営委員会等の構成員の数は、当該公益信託の実態からみて多すぎないこととし、特別の理由がある場合を除き5人から10人程度であること。
- ② 運営委員会等の構成員は、当該公益信託の目的たる授益行為について深い学識経験を有する個人であること。

- ③ 運営委員会等の構成員の相当部分が同一親族で占められていないこと等適正な運営が行われるような構成であること。
- ④ 運営委員会等は、構成員の多数の意思が適正に反映されるよう会議の成立要件及び議決要件が定められていること。
- ⑤ 構成員の任期は、あまり長期でないこと。



## 公益信託法の見直しに関する要綱案

### 目 次

第 1	新公益信託法の目的.....	1
第 2	公益信託等の定義.....	1
1	公益信託の定義.....	1
2	公益信託事務の定義.....	1
第 3	公益信託の要件.....	2
1	公益信託の効力の発生.....	2
2	公益信託の信託の方法.....	2
第 4	公益信託の受託者.....	3
1	公益信託の受託者の資格.....	3
2	公益信託の受託者の権限, 義務及び責任.....	4
3	公益信託の受託者の任務終了事由.....	4
第 5	公益信託の信託管理人.....	5
1	公益信託における信託管理人の必置.....	5
2	公益信託の信託管理人の資格.....	5
3	公益信託の信託管理人の権限, 義務及び責任.....	6
4	公益信託の信託管理人の任務終了事由.....	6
第 6	公益信託の委託者.....	6
1	公益信託の委託者の権限.....	6
2	公益信託の委託者の地位の移転.....	6
3	公益信託の委託者の地位の相続.....	7
第 7	行政庁.....	7
1	公益信託認可及び公益信託の監督を行う行政庁.....	7
2	行政庁の区分.....	7
第 8	公益信託認可の申請.....	7
1	公益信託認可の申請主体.....	7
2	公益信託認可の申請手続.....	7
第 9	公益信託認可の基準.....	8
1	公益信託の目的に関する基準.....	8
2	公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準.....	8
3	公益信託の信託財産に関する基準.....	8

4	公益信託の信託行為の定めに関する基準.....	9
第10	公益信託の名称.....	10
第11	公益信託の情報公開.....	10
1	公益信託の情報公開の対象及び方法.....	10
2	公益信託の公示.....	10
第12	公益信託の監督.....	11
1	報告及び検査.....	11
2	勧告、命令等.....	11
3	寄附の募集に関する禁止行為.....	12
4	公益信託認可の取消し.....	12
5	裁判所の権限.....	13
第13	公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任.....	14
1	公益信託の受託者の辞任.....	14
2	公益信託の受託者の解任.....	14
3	公益信託の新受託者の選任.....	14
第14	公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任.....	15
1	公益信託の信託管理人の辞任.....	15
2	公益信託の信託管理人の解任.....	16
3	公益信託の新信託管理人の選任.....	16
第15	公益信託の変更，併合及び分割.....	17
1	公益信託の信託行為の定めの変更.....	17
2	公益信託の目的の変更.....	19
3	公益信託の併合・分割.....	19
第16	公益信託の終了.....	20
1	公益信託の終了事由.....	20
2	公益信託の存続期間.....	21
3	合意による終了.....	21
4	特別の事情による公益信託の終了を命ずる裁判.....	21
5	公益信託の終了の届出.....	21
第17	公益信託の清算.....	22
1	残余財産の帰属.....	22
2	公益信託の清算等の届出.....	22
3	公益信託の清算のための新受託者の選任.....	22
第18	公益信託と受益者の定めのある信託の相互の変更.....	23
1	公益信託から受益者の定めのある信託への変更.....	23
2	受益者の定めのある信託から公益信託への変更.....	23



第19	その他 .....	23
1	新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い.....	23
2	罰則 .....	23
3	その他 .....	23

## 第1 新公益信託法の目的

新公益信託法は、公益信託をすることについての認可（以下「公益信託認可」という。）を行う制度を設けるとともに、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするものとする。

## 第2 公益信託等の定義

### 1 公益信託の定義

公益信託は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託であって、公益信託認可を受けたものをいうものとする。

### 2 公益信託事務の定義

公益信託事務は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する別表各号（注）に掲げる種類の信託事務であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいうものとする。

（注）別表各号に掲げる種類の信託事務とは、公益法人認定法の別表と同様に、次に掲げるものをいうものとする。

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする信託事務
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする信託事務
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする信託事務
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする信託事務
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする信託事務
- 6 公衆衛生の向上を目的とする信託事務
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする信託事務
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする信託事務
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする信託事務
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする信託事務
- 11 事故又は災害の防止を目的とする信託事務
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする信託事務

- 1 3 思想及び良心の自由, 信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする信託事務
- 1 4 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする信託事務
- 1 5 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする信託事務
- 1 6 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする信託事務
- 1 7 国土の利用, 整備又は保全を目的とする信託事務
- 1 8 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする信託事務
- 1 9 地域社会の健全な発展を目的とする信託事務
- 2 0 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする信託事務
- 2 1 国民生活に不可欠な物資, エネルギー等の安定供給の確保を目的とする信託事務
- 2 2 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする信託事務
- 2 3 前各号に掲げるもののほか, 公益に関する信託事務として政令で定めるものの

### 第3 公益信託の要件

#### 1 公益信託の効力の発生

公益信託は, 公益信託認可を受けなければ公益信託としての効力を生じないものとする(注)。ただし, 信託法第258条第1項に規定する受益者の定めのない信託としての効力を妨げないものとする。

(注) 公益信託認可は, 民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて, 特定の行政庁が行うことを前提としている(本部会資料第7の1)。行政庁は, 公益信託認可をしようとするときは, 他の行政機関の長の意見を聴くものとするなど, 公益法人認定法第8条と同様の規律を設けるものとする。

#### 2 公益信託の信託の方法

公益信託は, 信託法第3条第1号又は第2号に掲げる方法によってすることができるものとする。

#### 第4 公益信託の受託者

##### 1 公益信託の受託者の資格

(1) 公益信託の受託者は、公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものでなければならないものとする。

##### (2) 公益信託の受託者の欠格事由

公益信託の受託者になろうとする者が次のいずれかに該当する場合には、公益信託認可を受けることができないものとする。

##### ア 受託者になろうとする者が自然人である場合

##### (ア) 信託法第7条に掲げる者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ロ) 信託法その他の法律の一定の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ハ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この(ハ)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(ニ) 公益信託認可を取り消された場合において、その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から5年を経過しないもの

(ホ) 公益信託認可を取り消された場合において、その当時その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人の業務を執行する社員、理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者であった者で、その取消しの日から5年を経過しないもの

##### イ 受託者になろうとする者が法人である場合

業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記ア(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者があること。

ウ その信託事務を処理するに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができないもの

エ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの

## 2 公益信託の受託者の権限、義務及び責任

- (1) 公益信託においては、信託法第29条第2項ただし書の規定にかかわらず、信託行為の定めにより同項本文の義務を軽減することはできないものとする。
- (2) 公益信託においては、信託法第35条第4項の規律は適用しないものとする。
- (3) 公益信託の必要書類の備置き及び閲覧等については、公益法人と同等の仕組みとするものとする。

## 3 公益信託の受託者の任務終了事由

公益信託の受託者の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、下記(3)に掲げる事由による場合には、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

- (1) 受託者である個人の死亡
- (2) 受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。
- (3) 受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (4) 受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。
- (5) 第13の1の規律による受託者の辞任
- (6) 第13の2の規律による受託者の解任
- (7) 公益信託の受託者の欠格事由（第4の1(2)（ア(7)を除く。））に該当するに至ったとき。
- (8) 信託行為において定めた事由

(注) 公益信託の受託者の任務終了事由には、信託法第56条第2項から第7項までと同様の規律を及ぼすものとする。

## 第5 公益信託の信託管理人

### 1 公益信託における信託管理人の必置

公益信託の信託行為には、信託管理人を指定する旨の定めを設けなければならないものとする。

### 2 公益信託の信託管理人の資格

(1) 公益信託の信託管理人は、公益信託事務の適正な処理の監督をするのに必要な能力を有するものでなければならないものとする。

#### (2) 公益信託の信託管理人の欠格事由

公益信託の信託管理人になろうとする者が、次のいずれかに該当する場合には、公益信託認可を受けることができないものとする。

ア 当該公益信託の受託者

イ 受託者の親族、使用人その他受託者と特別の関係を有する者

ウ 当該公益信託の委託者

エ 委託者の親族、使用人その他委託者と特別の関係を有する者

オ 信託管理人になろうとする者が自然人である場合

(ア) 信託法第124条第1号に掲げる者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ウ) 信託法その他の法律の一定の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 暴力団員等

(オ) 公益信託認可を取り消された場合において、その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から5年を経過しないもの

(カ) 公益信託認可を取り消された場合において、その当時その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人の業務を執行する社員、理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者であった者で、その取消しの日から5年を経過しないもの

カ 信託管理人になろうとする者が法人である場合

業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記オ(イ)から(カ)までのいずれかに該当する者があること。

### 3 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任

- (1) 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任は、受益者の定めのある信託の信託管理人の権限、義務及び責任と同様であるものとする。
- (2) 信託管理人の権限、義務及び責任は、信託行為の定めによって制限することはできないものとする。

### 4 公益信託の信託管理人の任務終了事由

公益信託の信託管理人の任務は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由によって終了する。ただし、下記(3)に掲げる事由による場合にあつては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

- (1) 信託管理人である個人の死亡
- (2) 信託管理人である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。
- (3) 信託管理人（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。
- (4) 信託管理人である法人が合併以外の理由により解散したこと。
- (5) 第14の1の規律による信託管理人の辞任
- (6) 第14の2の規律による信託管理人の解任
- (7) 公益信託の信託管理人の欠格事由（第5の2(2)(ア及びオ(7)を除く。))に該当するに至ったとき。
- (8) 信託行為において定めた事由

(注) 公益信託の信託管理人の任務終了事由には、信託法第128条第1項において準用する第56条第2項から第7項までと同様の規律を及ぼすものとする。

## 第6 公益信託の委託者

### 1 公益信託の委託者の権限

公益信託の委託者の権限は、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様とした上で、信託行為により制限できるものとする。

### 2 公益信託の委託者の地位の移転

- (1) 公益信託の委託者の地位は、受託者及び信託管理人の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができるものとする。
- (2) 委託者が2人以上ある信託における上記(1)の規律の適用については、上記(1)中「受託者及び信託管理人」とあるのは、「他の委託者、受託者

及び信託管理人」とするものとする。

### 3 公益信託の委託者の地位の相続

公益信託の委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないものとする。

## 第7 行政庁

### 1 公益信託認可及び公益信託の監督を行う行政庁

公益信託認可及び公益信託の監督は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行うものとする。

### 2 行政庁の区分

公益信託認可及び公益信託の監督を行う行政庁は、次に掲げる公益信託の区分に応じ、国の行政庁又は都道府県知事とする。

#### (1) 次に掲げる公益信託 国の行政庁

ア 公益信託事務を2以上の都道府県の区域内において処理する旨を信託行為で定めるもの

イ 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益信託事務であって政令で定めるものを処理するもの

#### (2) 上記(1)以外の公益信託 当該公益信託事務が処理される都道府県の知事

## 第8 公益信託認可の申請

### 1 公益信託認可の申請主体

公益信託の受託者になろうとする者は、当該信託について行政庁による公益信託認可の申請をすることができるものとする。

### 2 公益信託認可の申請手続

公益信託認可の申請は、必要事項を記載した申請書等を行政庁に提出し、てしなければならないものとする。



## 第9 公益信託認可の基準

(前注) 本項1から4までの公益信託認可基準の他に、次に掲げるものを認可基準とするものとする。

- ・公益信託の受託者の資格（前記第4の1）
- ・公益信託の信託管理人の資格（前記第5の2）
- ・公益信託終了時の残余財産の帰属すべき者を信託行為で定めていること（後記第17の1(1)・(2)）

行政庁は、公益信託認可の申請がされた信託が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該信託について公益信託認可をするものとする。

### 1 公益信託の目的に関する基準

公益信託事務を処理することのみを目的とするものであること。

### 2 公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準

(1) 公益信託の受託者が処理する信託事務が当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること。

なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする。

(2) 暴力団員等がその信託事務を支配しないものであること。

### 3 公益信託の信託財産に関する基準

(1) 公益信託の信託財産は、金銭に限定しないものとする。

(2) 公益信託認可の申請をした時の信託財産に加え、その後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて公益信託事務が遂行される見込みがあること。

(3) 信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が含まれないものであること。ただし、当該財産が信託財産に含まれることによって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容するものとする。

#### 4 公益信託の信託行為の定めに関する基準

(1) 信託行為の定めの内容が次に掲げる事項に適合するものであることとする。

ア その公益信託事務を処理するに当たり、委託者、受託者若しくは信託管理人又はこれらの者の関係者に対して特別の利益を供与するものでないこと。

イ その公益信託事務を処理するに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対して寄附その他の特別の利益を供与するものでないこと。

ただし、公益信託の受託者に対し、当該公益信託の受託者が処理する公益信託事務のために又は公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、許容するものとする。

ウ 受託者の信託報酬及び信託管理人の報酬(以下「報酬」という。)(注)について、主務省令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準(額又は算定方法)が定められていること。

(注) 1 公益信託においては、上記ウの報酬の支払基準に従って、その受託者及び信託管理人に対する報酬が支給されなければならないものとする。

2 公益信託の受託者は、上記ウの報酬の支払基準を公表しなければならないものとする。これを変更したときも、同様とするものとする。

#### エ 公益信託の会計について

(7) その処理する公益信託事務に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること(注)。

(注) 公益信託の受託者は、その公益信託事務を処理するに当たり、当該公益信託事務の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないものとする。

(1) 公益信託の毎信託事務年度の末日における遊休財産額(注)が、当該信託事務年度に処理された公益信託事務と同一の内容及び規模の公益信託事務が翌信託事務年度においても引き続き処理されるために必要な額として、当該信託事務年度における公益信託事務の遂行に要した費用の額を基礎として主務省令で定めるところにより算定した額を超えないものであること。

(注) 遊休財産額とは、公益信託における財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質に鑑み、公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産の価額の合計額

をいうものとする。

- (ウ) その公益信託事務を処理するに当たり、公益信託に係る費用のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が適正な割合となる  
と見込まれるものであること。

オ 信託行為又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の  
処分に違反していないものであること。

- (2) 公益信託事務に係る収入（寄附金及び預貯金の利子その他の主務省令  
で定めるものを除く。）があることが予定されていない公益信託について、  
上記(1)エの基準は適用しないものとする。

## 第10 公益信託の名称

公益信託の名称に関して、以下のような規律を設けるものとする。

- 1 公益信託には、名称を付さなければならない。
- 2 公益信託には、その名称中に公益信託という文字を用いなければならない。
- 3 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 4 何人も、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
- 5 4に違反する名称又は商号の使用によって公益信託事務に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

## 第11 公益信託の情報公開

### 1 公益信託の情報公開の対象及び方法

新たな公益信託の情報公開の対象、方法については、公益法人と同等の  
仕組みとするものとする。

### 2 公益信託の公示

行政庁は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならないもの  
とする。

- (1) 公益信託認可をしたとき。
- (2) 公益信託認可を取り消したとき。

- (3) 公益信託の受託者に対して勧告及び命令をしたとき。
- (4) 公益信託の新たな受託者（以下「新受託者」という。）又は新たな信託管理人（以下「新信託管理人」という。）の選任の認可をしたとき。
- (5) 公益信託の変更及び併合・分割の認可をしたとき。
- (6) 受託者の辞任及び解任の届出があったとき。
- (7) 裁判所が新受託者を選任した旨の届出があったとき。
- (8) 信託管理人の辞任及び解任の届出があったとき。
- (9) 裁判所が新信託管理人を選任した旨の届出があったとき。
- (10) 裁判所が公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更を命じた旨の届出があったとき。
- (11) 公益信託の信託行為の定めの変更の届出があったとき。
- (12) 信託の終了の届出があったとき。
- (13) 清算の終了の届出があったとき。

## 第12 公益信託の監督

### 1 報告及び検査

- (1) 行政庁は、公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において、受託者に対し、その公益信託事務及び信託財産の状況について必要な報告を求め、又はその職員に、当該受託者の事務所に立ち入り、その公益信託事務及び信託財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 上記(1)の立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないものとする。
- (3) 上記(1)の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

### 2 勧告、命令等

- (1) 行政庁は、公益信託認可基準のいずれかに適合しなくなったとき等に該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、受託者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとする。
- (2) 行政庁は、上記(1)の勧告をしたときは、主務省令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならないものとする。

- (3) 行政庁は、上記(1)の勧告を受けた受託者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該受託者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(注) 行政庁は、上記(1)の勧告及び(3)の規律による命令をしようとするときは、他の行政機関の長の意見を聴くことができるものとするなど、公益法人認定法第28条第5項と同様の規律を設けるものとする。

### 3 寄附の募集に関する禁止行為

公益信託の受託者及び信託管理人は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。
- (2) 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。
- (3) 寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること。
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。

### 4 公益信託認可の取消し

- (1) 行政庁は、公益信託が次のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消さなければならないものとする。

ア 公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準（注1）に適合しない状態に該当するに至ったとき。

イ 受託者が、偽りその他不正の手段により公益信託認可、新受託者又は新信託管理人の選任の認可、公益信託の変更及び併合・分割の認可を受けたとき。

ウ 受託者が、正当な理由がなく、上記2(3)の命令に従わないとき。

(注1)・公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準

第9の2(2)

- (2) 行政庁は、公益信託が次のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消すことができるものとする。

ア 公益信託の受託者及び信託管理人に関する欠格事由に該当するに至ったとき。

イ 公益信託の目的に関する基準、公益信託の信託財産に関する基準、公益信託の信託行為の定めに関する基準のいずれか（注2）に適合し

なくなったとき。

ウ 受託者が、公益信託の報酬・会計に関する基準（第9の4(1)ウ及びエ）、寄附の募集に関する禁止行為（第12の3）、公益信託の情報公開（第11の1）の規律を遵守していないとき。

エ 受託者が、上記アからウまでのほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

(注2)・公益信託の目的に関する基準

第9の1

・公益信託の受託者及び信託管理人の資格に関する基準

第4の1(1)、第5の2(1)

・公益信託の信託財産に関する基準

第9の3

・公益信託の信託行為の定めに関する基準

第9の4(1)アからオまで

(注3) 行政庁は、上記(1)及び(2)の公益信託認可の取消しをしようとするときは、他の行政機関の長の意見を聴くことができるものとするなど、公益法人認定法第28条第5項と同様の規律を設けるものとする。

(注4) 他の行政機関の長は、公益信託について上記の各事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が公益信託の受託者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、行政庁に対し、その旨の意見を述べるものとするなど、公益法人認定法第31条と同様の規律を設けるものとする。

## 5 裁判所の権限

裁判所は、信託法が裁判所の権限としている権限を有するものとする。

### 第13 公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任

#### 1 公益信託の受託者の辞任

- (1) 受託者は、委託者及び信託管理人の同意を得て、辞任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (2) 受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。
- (3) 受託者であった者は、遅滞なく、行政庁に辞任した旨を届け出なければならないものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする。

(注) 公益信託の受託者の辞任には、信託法第57条第3項から第5項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

#### 2 公益信託の受託者の解任

- (1) 委託者及び信託管理人は、正当な理由があるときは、その合意により、受託者を解任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (2) 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は信託管理人の申立てにより、受託者を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において受託者の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

- (3) 受託者であった者は、遅滞なく、行政庁に解任された旨を届け出なければならないものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする。

(注) 公益信託の受託者の解任には、信託法第58条第5項から第7項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

#### 3 公益信託の新受託者の選任

- (1) 信託行為に新受託者となるべき者に関する定め(注1)がある場合は、当該定めに従い、新受託者となるべき者を選任することができるものとする。

(注1) 新受託者となるべき者の指定の仕方の定めを置くことも可能であるものとする。

- (2) 第4の3に掲げる事由により公益信託の受託者の任務が終了した場合において、信託行為に新受託者となるべき者に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず、若しくはこれを行うことができないときは、委託者及び信託管理人は、その合意により、新受託者となるべき者を選任することができるものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)の場合における新受託者の選任は、行政庁による選任の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
- (4) 上記(2)の場合において、委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができるものとする。
- (5) 上記(4)の場合において、新受託者は、遅滞なく、行政庁に選任された旨を届け出なければならないものとする。(注2)
- (注2) 受託者は、行政庁に上記(3)の選任の認可と同様の書類を提出するものとする。
- (6) 委託者が現に存しない場合には、上記(2)の規律のうち「委託者及び信託管理人は、その合意により」とあるのは「信託管理人は」と、上記(4)の規律のうち「委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況」とあるのは「信託管理人の状況」とするものとする。(注3)
- (注3) 公益信託の新受託者の選任には、信託法第62条第2項及び第3項、同条第5項から第7項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

## 第14 公益信託の信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任

### 1 公益信託の信託管理人の辞任

- (1) 信託管理人は、委託者(他の信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び当該他の信託管理人)の同意を得て、辞任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (2) 信託管理人は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。
- (3) 受託者は、遅滞なく、行政庁に信託管理人が辞任した旨を届け出なければならないものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする(注)。

(注) 公益信託の信託管理人の辞任には、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第3項から第5項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。



## 2 公益信託の信託管理人の解任

- (1) 委託者は、正当な理由があるときは、（他の信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び当該他の信託管理人は、正当な理由があるときは、その合意により）、信託管理人を解任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (2) 信託管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者、受託者又は他の信託管理人の申立てにより、信託管理人を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において信託管理人の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

- (3) 受託者は、遅滞なく、行政庁に信託管理人が解任された旨を届け出なければならないものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)本文の規律は適用しないものとする（注1）。

（注1）公益信託の信託管理人の解任には、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第5項及び第6項の規律と同様の規律を及ぼすものとする。

（注2）上記(2)の信託管理人の解任の裁判に対しては、委託者、信託管理人又は他の信託管理人に限り、即時抗告をすることができるものとする。

## 3 公益信託の新信託管理人の選任

- (1) 信託行為に新信託管理人となるべき者に関する定め（注1）がある場合は、当該定めに従い、新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

（注1）新信託管理人となるべき者の指定の仕方の定めを置くことも可能であるものとする。

- (2) 第5の4に掲げる事由により信託管理人の任務が終了した場合において、信託行為に新信託管理人となるべき者に関する定めがないとき、又は信託行為の定めにより新信託管理人となるべき者として指定された者が就任を承諾せず、若しくはこれをする事ができないときは、委託者は（他の信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び当該他の信託管理人は、その合意により）、新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)の場合における新信託管理人の選任は、行政庁による選任の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
- (4) 上記(2)の場合において、委託者の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新信託管理人を選任することができるものとする。
- (5) 上記(4)の場合において、受託者は、遅滞なく、行政庁に新信託管理人が選任された旨を届け出なければならないものとする。(注2)
- (注2) 受託者は、行政庁に上記(3)の選任の認可と同様の書類を提出するものとする。
- (6) 委託者が現に存しない場合には、上記(2)の規律は適用しないものとする(注3)。
- (注3) 公益信託の新信託管理人の選任には、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第2項、第3項、第5項及び第7項の規律と同様の規律を及ぼすものとする。
- (注4) 上記(4)の新信託管理人の選任の裁判に対しては、委託者又は他の信託管理人に限り、即時抗告をすることができるものとする。

## 第15 公益信託の変更、併合及び分割

(前注) 行政庁に対する変更、併合及び分割の認可の申請は、いずれも受託者が行うことを前提としている。

### 1 公益信託の信託行為の定めの変更

(1)ア 公益信託の信託行為の定めの変更(第15の2の場合を除く。)は、委託者、受託者及び信託管理人の合意(注1)がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

(注1) 1 上記アにかかわらず、公益信託の信託行為の定めの変更は、次に掲げるものによりすることができるものとする。この場合において、受託者は、次の(ア)に掲げるときは委託者に対し、次の(イ)に掲げるときは委託者及び信託管理人に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならないものとする。

(ア) 信託の目的に反しないことが明らかであるとき  
受託者及び信託管理人の合意

(イ) 信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき  
受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

2 上記ア及び(注1)1にかかわらず、公益信託の信託行為の定めの変

更は、次に掲げる者による受託者に対する意思表示によってすることができるものとする。この場合において、次の(イ)に掲げるときは、受託者は委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならないものとする。

(ア) 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき

委託者及び信託管理人

(イ) 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき

信託管理人

3 委託者が現に存しない場合においては、上記(注1)2(ア)の規律は適用しないものとする。上記(注1)1のうち「次の(ア)に掲げるときは委託者に対し、次の(イ)に掲げるときは委託者及び信託管理人に対し」とあるのは、「次の(イ)に掲げるときは、信託管理人に対し」とするものとする。

イ 上記アにかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(2)ア 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが公益信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更を命ずることができるものとする。(注2)

イ 委託者については信託行為において公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

ウ 上記(2)アの場合において、受託者は、遅滞なく、行政庁に変更後の信託行為の定めの内容を届け出なければならないものとする。(注3)

(注2) 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更には、信託法第150条第2項から第6項までと同様の規律を及ぼすものとする。

(注3) 受託者は、行政庁に上記(1)アの変更の認可と同様の書類を提出するものとする。

(3)ア 上記(1)アの例外として、主務省令で定める公益信託の信託行為の定めを軽微な変更をするときは、受託者は、その旨を行政庁に届け出るとともに、当該変更について委託者又は信託管理人の同意を得ていない場合には、遅滞なく、委託者又は信託管理人に対し、変更後の信託行為の定めの内容を通知しなければならないものとする。

- イ 上記アにかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合においては、上記(1)アの規律は適用しないものとする。

## 2 公益信託の目的の変更

- (1) 公益信託の目的は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによって、類似の公益目的に変更することができるものとする。
- (2) 信託の目的を達成したとき又は信託の目的を達成することができなくなったときであっても、委託者、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を類似の公益目的に変更して、公益信託を継続することができるものとする。

ただし、当該公益信託の受託者が、当該信託の目的を達成した日又は当該信託の目的を達成することができなくなった日から3箇月以内に、行政庁による変更の認可の申請をした場合に限るものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (4) 委託者が現に存しない場合には、上記(1)の規律は適用しないものとする。また、上記(2)の規律のうち「委託者、受託者及び信託管理人」とあるのは、「受託者及び信託管理人」とするものとする。

## 3 公益信託の併合・分割

- (1) 公益信託の併合・分割は、委託者、受託者及び信託管理人の合意（注1）がある場合には、行政庁による併合・分割の認可を受けることによってすることができるものとする。この場合においては、信託法第151条第1項各号、第155条第1項各号又は第159条第1項各号に掲げる事項（注2）を明らかにしてしなければならないものとする。

(注1) 1 上記(1)にかかわらず、公益信託の併合は、次に掲げるものによりすることができるものとする。この場合において、受託者は、次のアに掲げるときは委託者に対し、次のイに掲げるときは委託者及び信託管理人に対し、遅滞なく、上記(1)に掲げる事項を通知しなければならないものとする。

ア 信託の目的に反しないことが明らかであるとき  
受託者及び信託管理人の合意

イ 信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき

受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

2 委託者が現に存しない場合においては、上記（注1）1のうち「次のアに掲げるときは委託者に対し、次のイに掲げるときは委託者及び信託管理人対し」とあるのは、「次のイに掲げるときは、信託管理人に対し」とするものとする。

（注2）公益信託の併合後及び分割後の信託行為の内容は類似の公益目的を定めるものでなければならないものとする。

- (2) 上記(1)にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。
- (3) 委託者が現に存しない場合においては、上記(1)の規律は適用しないものとする。
- (4) 公益信託の併合・分割は、信託法第6章第2節及び第3節に規定する手続と同様の手続によるものとする。

## 第16 公益信託の終了

### 1 公益信託の終了事由

公益信託は、次に掲げる場合に終了するものとする。

- (1) 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。
- (2) 受託者が欠けた場合であって、新受託者が就任しない状態が1年間継続したとき。  
ただし、新受託者の選任の認可の申請を行っている場合に、その申請に対する処分がされるまでの間は、この限りではないものとする。
- (3) 信託管理人が欠けた場合であって、新信託管理人が就任しない状態が1年間継続したとき。  
ただし、新信託管理人の選任の認可の申請を行っている場合に、その申請に対する処分がされるまでの間は、この限りではないものとする。
- (4) 受託者が信託法第52条（同法第53条第2項及び第54条第4項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。
- (5) 信託の併合がされたとき。
- (6) 信託法第165条又は第166条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。
- (7) 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。

- (8) 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第53条第1項、民事再生法第49条第1項又は会社更生法第61条第1項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第41条第1項及び第206条第1項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。
- (9) 公益信託認可が取り消されたとき。
- (10) 信託行為において定めた事由が生じたとき。

## 2 公益信託の存続期間

公益信託の存続期間については、信託法第259条の規律は適用しないものとする。

## 3 合意による終了

公益信託は、合意によって終了することはできないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

## 4 特別の事情による公益信託の終了を命ずる裁判

- (1) 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当になるに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の終了を命ずることができるものとする（注）。
- (2) 委託者については信託行為において公益信託の終了命令の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

（注）特別の事情による公益信託の終了を命ずる裁判には、信託法第165条第2項から第5項までと同様の規律を及ぼすものとする。

## 5 公益信託の終了の届出

公益信託が第16の1(5)又は(9)以外の事由により終了した場合には、受託者（信託の終了が信託財産についての破産手続開始の決定による場合あつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

## 第17 公益信託の清算

### 1 残余財産の帰属

(1) 公益信託の信託行為には、残余財産の帰属すべき者（注1）の指定に関する定めを置かなければならないものとする。

（注1）公益信託の残余財産の帰属すべき者については、信託法第183条及び第184条の規律のうち、同法第183条第6項及び第184条の規律は及ぼさないものとする。

(2) 上記(1)の定めの内容は、残余財産を当該公益信託と類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者若しくは当該公益信託の公益信託事務と類似の事業を目的とする公益法人等（以下「他の公益信託の受託者等」という。）（注2）又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定めるものでなければならぬものとする。

（注2）公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人を含むものとする。

(3) 上記(1)の信託行為の定めにより残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は、国庫に帰属するものとする。

### 2 公益信託の清算等の届出

(1) 清算受託者（信託の終了が信託財産についての破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該信託の終了の日から3箇月が経過したときは、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを行政庁に届け出なければならないものとする。当該見込みに変更があったときも、同様とするものとする。

(2) 清算受託者は、清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならないものとする。

### 3 公益信託の清算のための新受託者の選任

裁判所は、公益信託認可の取消しにより公益信託が終了した場合には、行政庁又は委託者、信託管理人、信託債権者その他の利害関係人の申立てにより、当該公益信託の清算のために新受託者を選任しなければならないものとする。

（注）裁判所による清算のための新受託者の選任には、信託法第173条第2項から第6項までと同様の規律を及ぼすものとする。

## 第18 公益信託と受益者の定めのある信託の相互の変更

### 1 公益信託から受益者の定めのある信託への変更

公益信託においては、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできないものとする。

### 2 受益者の定めのある信託から公益信託への変更

受益者の定めのある信託においては、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることはできないものとする。

## 第19 その他

### 1 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

現行公益信託法に基づく公益信託が新公益信託法に基づく公益信託に移行するための所要の措置を講ずるものとする。

### 2 罰則

罰則について所要の措置を講ずるものとする。

### 3 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

以上